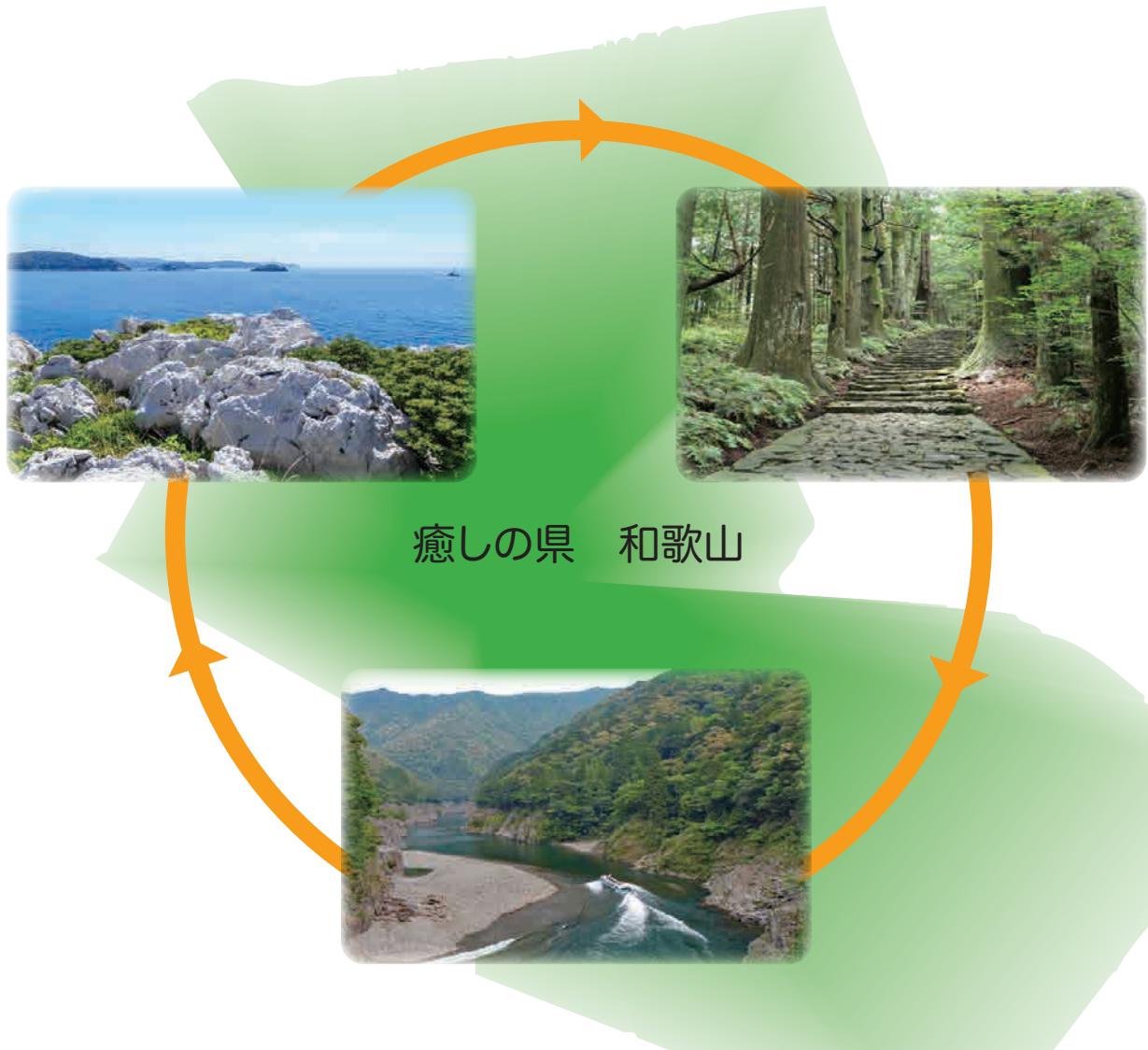


じゅんかん わかやま

会報

VOL. 40

2018年8月号



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

協会名称変更及び事務所移転のお知らせ！

日頃は、協会運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度当協会は、平成30年4月1日より名称を「一般社団法人和歌山県産業資源循環協会」と変更し新たにスタートいたしました。名称変更に伴い今回より会報表紙をリニューアルしタイトルも「わかやま さんぱい」から「じゅんかん わかやま」に変更いたしました。

産業廃棄物処理業界は、廃棄物を処理する「受け手」から「資源」として生まれ変わらせる「創り手」へと変貌を遂げつつある今、当協会は資源循環の取組により一層役立つ情報を発信することに努めてまいります。

また、7月2日より「酒直ビル3階」から「1階」に移転し、階段の上り下りがなく今までより大変便利になっております。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄り下さい。
事務局一同心よりお待ちしております。

目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	会長 武田 全弘 2
② 和歌山県環境生活部	部長 山田 成紀 3
③ 和歌山市市民環境局	局長 和田 年晃 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 湊 隆弘 5
2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会	
① 平成29年度臨時総会 6
② 第6回通常総会 6
③ 平成30年度事業計画 9
④ 理事会 14
3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係	
① 第8回定時総会 15
② 会議報告 16
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟 19
④ 全国正会員事務局責任者会議 20
⑤ 近畿地域協議会 21
4 行政ニュース	
① ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて 22
② 電子マニフェストの一部義務化について 33
③ 有害使用済機器の保管等に関する新たな規制について 35
④ 家庭における食中毒予防ここがポイント 37
5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動	
① 支部研修会 38
② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～ 39
③ 安全衛生活動事業 40
④ 県外視察研修会 56
⑤ 第1回親睦ゴルフコンペ 57
⑥ 不法投棄防止海上パトロール 58
⑦ 収集運搬部会活動 59
⑧ 第21回クリーンアップキャンペーン 60
⑨ 青年部会活動 62
6 事務局だより・情報コーナー	
① 厚生労働大臣表彰について 65
② 県知事表彰について 66
③ 近畿建設リサイクル表彰について 67
④ 和歌山県100年企業表彰について 68
⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み 69
⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会 70
⑦ 許可期限のお知らせ 71
⑧ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」 72
⑨ 会員ニュース 76
⑩ 新入会員の紹介 77
⑪ 協会への入会の勧誘 78
⑫ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟 79
⑬ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内 81
7 編集後記 82

2018.8

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 武田全弘

機関紙発刊に際しご挨拶申し上げます

先ず、最初に7月西日本豪雨に遭遇され、心ならずも犠牲になられた方々に哀悼の誠を捧げますとともに、被害に遭われた多くの方々に心からお見舞申し上げ、1日も早い復興を祈念いたします。

6月7日に第6回通常総会を開催しましたところ、公務大変ご多忙の折にも拘わりませず、和歌山県環境生活部部長をはじめ、各行政・関係機関・団体から多数のご臨席を頂き、本年4月1日付けで「一般社団法人和歌山県産業資源循環協会」と名称改正後第1回目の総会を盛会裏に開催することができましたことをご報告させて戴きます。

協会員の皆様方には、平素、協会業務執行に深いご理解とご支援頂いておりますことに併せて、新規名称改正後の協会運営にご協力頂きますようお願い申し上げます。

また総会において、各表彰をお受けになられた皆様方には、これまでのご功績に対しまして、心からの敬意とお祝いを申し上げますとともに、業界の発展のため今後更なるご活躍をご期待申し上げるところであります。

さて、昨年10月には、「法人化30周年の記念大会」を開催し、各界の皆様の祝意を頂き、本年は法人化31年を数えるにあたり、新名称で発足しました事をよろこび全会員一丸となって業界の発展に取組んで参りたいと、今総会でご選任いただいた新役員一同心新たに事業に取組んでおります。

加えて法改正後、各関係政省令を含め順次施行されておりますが、各種研修会に参加され、誤りのない事業展開を望むところであります。

さて、連合会では、平成14年に厚労省から労働災害多発業種に指定され、平成16年に安全衛生委員会を立ち上げ各府県協会と連携して、労働災害の減少に向け取組み、一応の成果を挙げましたが全産業に比べやはり発生件数が上回っており、平成29年から3年計画で平成31年には平成24年～26年の平均死傷者数から20%減少させる「3カ年計画」を掲げ、各府県協会にもそれぞれ計画策定を求め、連合会安全衛生委員会において、各県の協会が開催する研修会の講師の確保と講師派遣に対し支援する方針で臨んでいるところであります。

会員各位には、災害時における事業継続計画（BCP）の策定に加え、労働災害の根絶は、業界イメージの向上と優秀な人材の確保が業界にとって重要な課題であり、持続可能な循環型社会の構築を将来的な目標として、事業主がリーダーシップをとり従業員皆様方共々一丸となって目標達成に向け全面的な努力をお願い致します。

終わりにあたり、ご来賓の方々のご臨席に改めてお礼を申し上げますとともにご出席頂いた皆様方のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げ、誠に簡単措辞でありますが、機関紙発刊に当たってのご挨拶といたします。

2018.8

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 山田成紀

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の武田会長をはじめ、会員の皆様には平素より本県の環境行政とりわけ、廃棄物行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、クリーンアップキャンペーンの実施や排出事業者・産業廃棄物処理業者の方々を対象とした安全衛生研修会等の開催などを通じ、廃棄物の適正処理推進に多大な貢献をされておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、県では、平成28年12月には第4次和歌山県廃棄物処理計画を策定し、更なる循環型社会の構築をめざしているところです。平成28年度の産業廃棄物の処理等の現状は、排出量が323万トン、再生利用率が64%、最終処分量が12万7千トンであり、前年度と比べ、排出量が5万トンの減少、再生利用率の1%の上昇、最終処分量が3万2千トン減少しているところです。このような状況のなか、業界としても、X線を用いた選別、複数センサーを利用するなど、高効率選別、異物除去など先進技術を導入し、廃棄物の高度処理を進めて頂いていることに対して、大変心強く感じているところです。

災害廃棄物処理につきましては、市町村に対して「災害廃棄物処理計画」の早急な策定を働きかけているところであり、さらに、本年度は災害廃棄物の処理に備えた図上訓練を予定しており、貴協会並びに会員の皆様方にご協力をお願いする場合もありますので、その際はよろしくお願ひします。

最後になりましたが。今後も、廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層のご支援、ご協力を、重ねてお願い申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

2018.8

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 和田年晃

日頃より、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、今回、会報の名称が「じゅんかんわかやま」と改められました。本市も「じゅんかんわかやま」であると全国に誇れるよう、市民や事業者の皆様とともに積極的に3Rを推進し、ごみの減量、再資源化を図り、リサイクル率の向上に取り組み、さらなる循環型社会の構築を目指してまいります。

本市では昨年度から「第5次和歌山市長期総合計画」をスタートさせました。誰もが住みたいと思えるまちづくりを行い、人口減少に歯止めをかけることを目標とし、市民の方々や地域、また事業者の皆様方と一緒に、魅力ある本市を将来に引き継いでいくよう取り組んでおります。環境分野においては、本市がもつ海・山・川をはじめとする豊かな自然環境の魅力を再認識し、環境保全に対する意識の向上を図ってまいります。また、昨年10月には大規模自然災害発生時に問題となる災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進を目的として「和歌山市災害廃棄物処理計画」を策定しました。身近なところでは、6月18日の大阪北部の地震、平成30年7月豪雨により、がれき等さまざまな大量の災害廃棄物が発生し、市民生活、環境等に多大な影響を及ぼし、復旧、復興への大きな妨げになっていると報道されていたところです。本市においては、大規模災害発生時には、本計画に基づき災害直後の処理体制を速やかに構築し、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行い、まちの復旧・復興に取り組みたいと考えています。

近年、廃棄物処理業界は、従来から求められていた適正処理の推進にとどまらず、災害廃棄物の処理や環境負荷の低減など新たな役割を果たすよう望まれています。地域の産業構造や特性に応じて発展する業界であることから、地域社会との共生がより一層図られるよう、行政としましてもこれらの高まる社会的重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う皆様方はさらなる協働を図ってまいりたいと考えています。今後とも本市の環境行政のみならず、共に魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の皆様及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

2018.8

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 湊 隆 弘

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より、警察活動各般にわたり、ご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

また、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃から、その適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等の各種環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝いたします。

当県警察では、「総合的な環境保全対策」を推進しており、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始め、関係機関と連携して、廃棄物問題の把握に取り組み、不法投棄事犯の未然防止とその早期発見に努めているところであります。

昨年中の全国における廃棄物事犯の検挙件数は、5,109件、当県における検挙件数は54件（対前年比+2件）で、2年連続増加をしており、いまだに環境犯罪は後を絶ちません。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、県民生活に重大な影響を及ぼすものもあることから、その未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察と致しましては、今後も関係機関と連携を図りながら、積極的な取締りを推進するとともに、様々な機会を通じて広報・啓発活動を図り、これら事犯の早期発見・未然防止に努めしていく所存であります。

結びに、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 平成29年度臨時総会

平成30年3月5日（月）午後2時より、平成29年度臨時総会を和歌山商工会議所（和歌山市）で開催しました。

総会には165名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、武田会長が議長に選任され、「定款（名称）の変更案承認の件」について審議、承認可決され、4月より名称を「一般社団法人和歌山県産業資源循環協会」に変更しました。



2-② 第6回通常総会

平成30年6月7日（木）午後3時より、山田成紀和歌山県環境生活部長はじめ18名のご来賓の方々にご臨席頂き、第6回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

冒頭、去る2月4日に逝去された、公益社団法人全国産業廃棄物連合会 石井邦夫前会長に黙祷を捧げた後、山田成紀和歌山県環境生活部長、尾花正啓和歌山市長（和田年晃市民環境局長代読）、当協会顧問森礼子和歌山県議会議員、古川祐典和歌山市議会議長よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、当協会会長表彰では功労者1名、優良事業所5社、優良従事者1名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動優良従事者4名が受賞されました。

総会には160名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、井川副会長が議長に選任され、平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 平成29年度事業報告

第2号議案 平成29年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成30年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件



武田会長



山田部長



和田局長



森県議会議員



古川議長

表彰式では次の方々が受賞されました。（敬称略）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会会长表彰

功 労 者 表 彰：武友 幸男（理事・西洋環境開発株式会社）

優良事業所表彰：株式会社古勝（有田川町）

：有限会社南クレーン（新宮市）

：田辺工業有限会社（田辺市）

：株式会社丸六（大阪府泉佐野市）

：奥田建材（橋本市）

優良従事者表彰：谷口 博昭（有限会社久保忠・和歌山市）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動優良従事者：峯尾 登（株式会社吉建・和歌山市）

：山田 高雄（株式会社日ノ本組・和歌山市）

：谷川 重広（株式会社関組・和歌山市）

：三好 康介（有限会社久保忠・和歌山市）



また、役員改選では、次の方々が新役員に選任されました。

会長	武田 全弘	武田全弘行政書士事務所	再任
副会長	目良 敏	株式会社目良建設	再任
副会長	井川 朗	和歌山プレス株式会社	再任
副会長	貴志 修三	株式会社貴志安商店	再任
副会長	松田 美代子	株式会社松田商店	再任
専務理事	山本 彰徳	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	新任
理事	松尾 廣	小椋リビングクリーン株式会社	再任
理事	北 敏彦	株式会社吉田組	再任
理事	須磨 徳裕	株式会社吉建	再任
理事	吉村 享	株式会社ヴァイオス	再任
理事	南 太敦	株式会社南クレーン	再任
理事	赤井 靖	赤井工業株式会社	新任
監事	森脇 敏夫	森脇税理士事務所	再任
監事	堀江 佳史	紀北はしもと法律事務所	再任

井本滋之専務理事、武友幸男理事につきましては、同日付で退任されました。

新役員諸氏



引き続き行われた懇親会では、仁坂吉伸和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



仁坂知事



尾花市長

2-③ 平成30年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心とした会員による不法投棄防止巡回パトロールを隨時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。

(3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。

今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（BCP）導入の促進等により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と当協会との間で、県との協定に基づく覚書の締結などの連携強化に取り組む。

III 講習・研修事業

1 研修事業

(1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。

(2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。

(3) (公社)全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。

① 新規収集運搬課程講習

(a) 平成30年8月8日(水)～9日(木)

(b) 平成31年2月19日(火)～20日(水)

② 更新収集運搬課程講習

(a) 平成30年9月19日(水)

(b) 平成31年2月21日(木)

③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習

(a) 平成30年9月20日(木)

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(平成29年度から3年間)の目標達成に向け、当協会における「平成30年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、再生砕石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受け、（公社）全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報を年2回（1回430部）発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、（公社）全国産業資源循環連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力をに行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、導入促進のための説明会の開催等の普及啓発に努める。また、車両表示板や（公社）全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

(公社) 全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度（2010年度）に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対応する必要がある。このため、(公社)全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速に対応するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-④ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆平成29年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：平成30年2月16日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①平成29年度臨時総会の開催について

②第6回（平成30年度）通常総会の日程等について

③役員改選について

④新入会員及び退会会員承認の件について

⑤平成30年度一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会被表彰者について

⑥平成30年度全産廃連表彰推薦について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、10件の報告がありました。



◆平成30年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：平成30年4月27日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議 案：①専務理事退任に伴う人事案件について

②第6回（平成30年度）通常総会の上程議案について

③公益目的支出計画実施報告書の提出について

④（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

⑤新入会員及び退会会員承認の件について

⑥第1回親睦ゴルフコンペ開催について

⑦収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑧海上パトロールの実施について

⑨クリーンアップキャンペーンの実施について

⑩産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑪次回理事会の開催日程について

⑫その他

について協議のほか、16件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第8回定時総会

開催日：平成30年6月15日（金）

場 所：明治記念館・蓬莱の間

議 案：第1号議案 平成29年度事業報告並びに
平成29年度決算案承認の件
平成29年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件
について審議され、承認・可決されました。
(報告事項)

- 1 平成30年度事業計画に関する件
- 2 平成30年度収支予算に関する件



なお、平成30年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、
③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生への取り組み、⑥組織活動の活性化
及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、永井会長から功労者25名、地方功労者80
名、優良事業所21社、地方優良事業所135社、優良従事者136名が表彰されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

地方優良事業所：西洋環境開発株式会社

- ：有限会社武田造園
- ：有限会社日置川清掃
- ：和歌山県再生資源事業協同組合
- ：有限会社ワコ一産業

優 良 従 事 者：中野 学（株式会社ナヤパーク）

- ：久保 忠生（有限会社久保忠）
- ：岡本 裕三（株式会社日ノ本組）



3-② 会議報告

○新年賀詞交歓会

開催日：平成30年1月12日（金）
場 所：明治記念館「曙の間」（東京都）
出席者：会長

○第37回理事会

開催日：平成30年1月12日（金）
場 所：明治記念館「鶴亀の間」（東京都）
出席者：会長
議 題：<決議事項>

第1号議案 臨時総会の開催及び同総会の第1号議案（連合会の名称変更）
の提出について

<協議事項>

- (1) 役員等の改選スケジュールについて
- (2) 平成30年度事業計画骨子案について
- (3) 平成29年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん金について
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

○平成29年度第3回安全衛生委員会

開催日：平成30年1月31日（水）
場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：(1) 平成30年度の安全衛生事業方針について
(2) その他

○平成29年度全国正会員会長・理事長会議

開催日：平成30年2月23日（金）
場 所：ホテルグランヴィア広島「悠久Dの間」（広島県）
出席者：会長、事務局長
議 題： (1) 平成30年度連合会事業の基本方針・重点事項について（報告）
・資源循環を促進するための産業廃棄物処理業の振興に関する法律案
大綱について
・平成30年度安全衛生事業方針の概要について
(2) 意見交換会

○臨時総会

開催日：平成30年2月23日（金）

場 所：ホテルグランヴィア広島「悠久Dの間」（広島県）

出席者：会長

議 題：（1）定款1条（名称）等の変更について

○第38回理事会

開催日：平成30年3月13日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成30年度事業計画案並びに収支予算案について

第2号議案 平成30年度表彰選考委員会の委員委嘱について

第3号議案 平成29年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えんについて

<協議事項>

（1）平成29年度収支決算見通しについて

（2）第8回定期総会運営概要について

（3）次回理事会その他の日程について

（4）その他

○平成30年度表彰選考委員会

開催日：平成30年4月26日（木）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

○平成30年度第1回安全衛生委員会

開催日：平成30年5月29日（火）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）各正会員における平成29年度の会員企業取組み状況調査の結果

（平成29年度の目標達成状況）

（2）各正会員における平成30年度の労働災害防止計画

（3）連合会安全衛生講師の養成について

（4）その他

○第39回理事会

開催日：平成30年5月22日（火）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成30年度第8回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 平成30年度第8回定時総会の提出議案について

ア 平成29年度事業の報告及び平成29年度決算案承認の件
監査報告

イ 任期満了に伴う役員改選の件

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

第4号議案 連合会の名称変更に伴う規程・規則の変更について

<協議事項>

（1）新事業検討のためのワーキンググループ（仮称）の設置について

（2）次回理事会その他の日程について

（3）その他

○第40回理事会

開催日：平成30年7月10日（火）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第3号議案 全国産業資源循環連合会専務理事の報酬額について

第4号議案 全国産業資源循環連合会事務局長の任免について

第5号議案 全国産業資源循環連合会表彰規則内規の一部改正について

第6号議案 平成30年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第7号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

<協議事項>

（1）次回理事会その他の日程について

（2）その他

○安全衛生に係る講師の打ち合わせ会

開催日：平成30年7月18日（水）

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会 会議室（東京都）

出席者：会長、安全衛生促進委員

3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第45回理事会

開催日：平成30年1月12日（金）

場 所：明治記念館「かしわ・あやめの間」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）第16回全国産業廃棄物連合会政治連盟代議員会議案書（案）

①平成29年における活動報告及び収支実績報告

②平成30年における活動計画及び予算案

③任期満了に伴う代議員・役員の選出について

（2）平成29年度産業・資源循環議員連盟開催について

（3）自民党、公明党の平成30年度予算・税制等政策に関する要望

（4）その他

○第16回代議員会

開催日：平成30年2月23日（金）

場 所：ホテルグランヴィア広島「悠久Dの間」（広島県）

出席者：会長

議 題：（1）平成29年活動報告並びに収支決算報告

（2）任期満了に伴う代議員・役員の選出について

（3）平成30年度活動計画並びに予算案

（4）その他

○平成30年度産業・資源循環議員連盟総会

開催日：平成30年5月22日（火）

場 所：衆議院第1議員会館 国際会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）産業・資源循環議員連盟役員人事

（2）産業・資源循環議員連盟会計報告

（3）産業・資源循環議員連盟活動方針

（4）その他

○第46回理事会

開催日：平成30年6月15日（木）

場 所：明治記念館「はぎ・さくら」（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）平成30年度産業・資源循環議員連盟総会開催結果について（報告）

①産業・資源循環議員連盟役員名簿

②産業・資源循環議員連盟活動方針

③産業・資源循環議員連盟規約

（2）産業・資源循環議員連盟活動方針等への対応について（討議）

①産業・資源循環議員連盟加入議員の拡大

②産業・資源循環議員連盟活動方針への対応

③議員連盟幹部と政治連盟・連合会幹部との懇談会

（3）その他

3-④ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成30年2月2日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」（東京都）

出席者：専務理事、事務局長

議 題：（1）平成30年度事業運営について

① 第8回定期総会に向けた役員改選のスケジュールについて

② 許可等講習会委託事業の新たな取扱について

③ 電子マニフェスト運用支援事業について

④ マニフェスト新事業の概要について（新システムの紹介）

⑤ 平成30年度事業計画骨子について

⑥ 安全衛生事業方針の概要について

⑦ 産業廃棄物処理業における人材育成事業の取組及び平成29年度人材育成調査検討業務（環境省請負事業）について

⑧ 災害廃棄物に関する市町村との協定の締結状況について
(日本廃棄物団体連合会調査の取りまとめ報告を含む。)

⑨ 低炭素社会実行計画について

⑩ 資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案大綱について

⑪ 廃棄物処理法等の見直しに伴う政省令について

⑫ 平成30年度税制改正要望結果について

⑬ 年間行事予定

（2）連絡事項

3-⑤ 近畿地域協議会

1. 開催日：平成30年1月19日（金）

場 所：ホテルオークラ神戸「星雲の間」（兵庫県）

出席者：39名（うち当協会3名）

議 題：（1）公益社団法人全国産業廃棄物連合会第8回定時総会に向けた役員改選のスケジュールについて

（2）平成30年度公益社団法人全国産業廃棄物連合会表彰功労者表彰及び優良事業所表彰被表彰者推薦書の提出について

（3）公益社団法人全国産業廃棄物連合会活動について

（4）次回開催予定

（5）その他

2. 開催日：平成30年7月6日（金）

場 所：スイスホテル南海大阪「芙蓉の間」（大阪府）

出席者：43名

議 題：（1）近畿地域協議会事務局長会議について（報告）

（2）公益社団法人全国産業資源循環連合会活動について

（3）次回開催予定

（4）その他

4 行政ニュース

4-① ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

1

PCBとはどんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用 途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエスチル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるもの一つとされています。

PCBの毒性

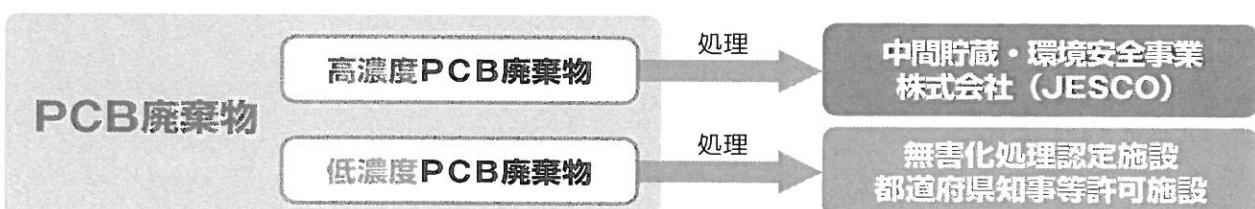
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が0.5% (=5000ppm) を超えるものとなります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

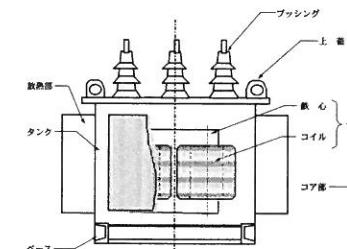
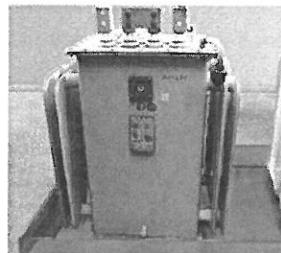


高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

PCBが使用された代表的な電気機器等には、高圧変圧器や高圧コンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

高圧変圧器

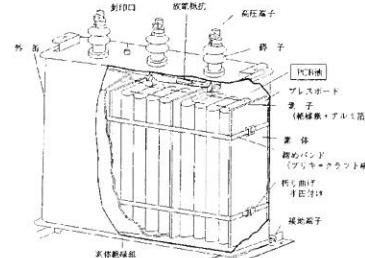
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

高圧コンデンサー

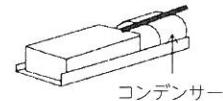
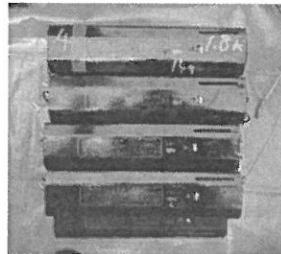
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。

※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5% (=5000ppm) 以下のPCB廃棄物および微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数ppmから数十ppm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

微量PCB汚染廃電気機器等の量は、使用中を含めて、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されています。（平成28年3月31日時点）

PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

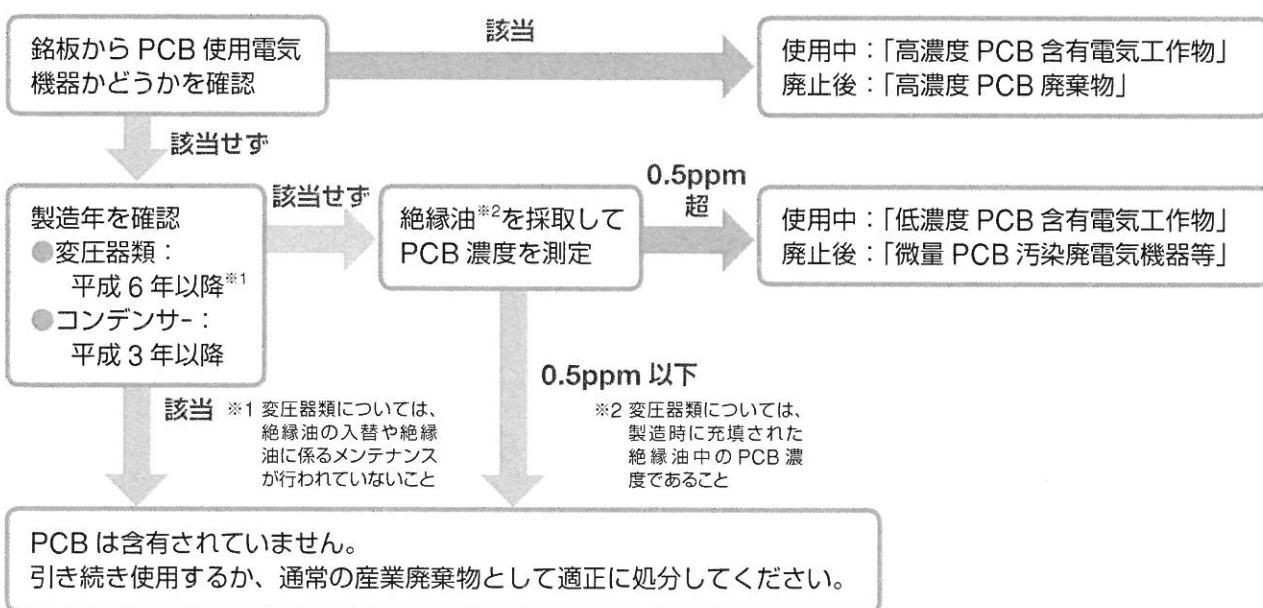
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり
大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載しているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合が少なからずあります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

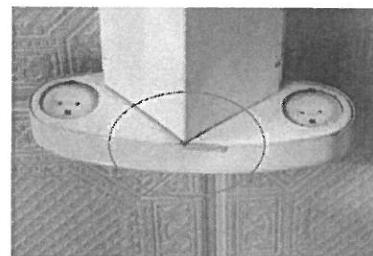
銘板からPCB使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：
「高濃度PCB使用製品」
廃棄後：
「高濃度PCB廃棄物」

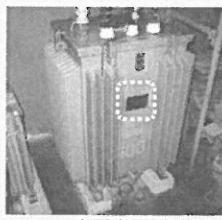
該当せず

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

■銘板 ■取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc-method_v2.pdf

2

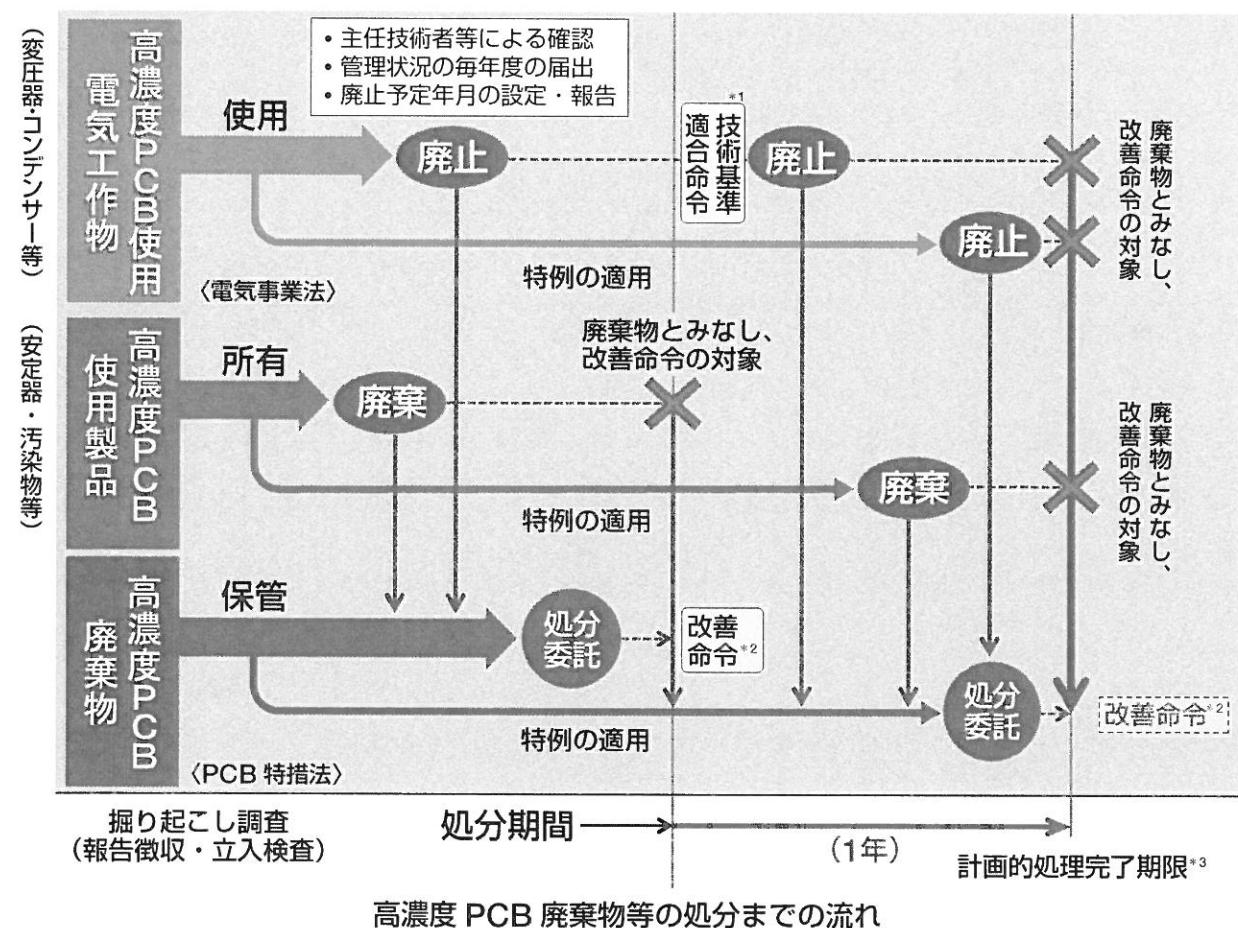
高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度PCB廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度PCB使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

高濃度PCB使用電気工作物、安定器等の高濃度PCB使用製品及び高濃度PCB廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



(*1) 技術基準適合命令違反には三百万円以下の罰金が処せられます。

(*2) 改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。

(*3) 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)を適用する場合は、PCB特措法に基づき、確実に特例処分期限日までにJESCOに処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市(以下、「都道府県市」という。)の長に届け出る必要があります。

使用中の高濃度PCB使用製品についても同様に、これらを廃棄する見込み等について都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出のPCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度PCB使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度PCB使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。安定器を含め、高濃度PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度PCB廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの処理施設	高濃度PCB廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成30年 (2018年) 3月31日まで	平成31年 (2019年) 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	平成34年 (2022年) 3月31日まで	平成35年 (2023年) 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度PCB廃棄物(安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成33年 (2021年) 3月31日まで	平成34年 (2022年) 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	平成35年 (2023年) 3月31日まで	平成36年 (2024年) 3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。) 詳しくはJESCO登録担当(03-5765-1935)までお問い合わせください。

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。

一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。

3

低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は 平成39年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331004/20150331004.html>

4

よくある質問



建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からぬ場合はどうすればよいですか？



建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していたPCB廃棄物を他人に委託して保管してもらってよいですか？

A PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行なう必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化処理する必要があります。

Q PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行なう必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外したPCB含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですので止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用的判別結果に準じて判断していく構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがいる場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

Q 高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

PCB廃棄物等の処分等に係る手手続きについて

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称又は所在地)又は電気工作物に係る事項
管理状況(廃止予定年月)に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由(譲渡し、課電洗浄による廃止も含む)
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度含む)含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事実を証する書面

*電気事業法に基づく届出様式については、http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf

事例	対象	届出等の内容
保管する場合 (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に係る事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

*PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>をご参照ください。

* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書(報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書(電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

をご参照ください。

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書(特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書(特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書(特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書(特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書(特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書(特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県			政令で定める市		
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199	宇都宮市	環境部
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248	前橋市	環境部
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366	高崎市	環境部
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463	さいたま市	環境局資源循環推進部
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624	川越市	環境部
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323	越谷市	環境経済部
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264	千葉市	環境局資源循環部
茨城県	生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027	船橋市	環境部
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107	柏市	環境部
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824	八王子市	資源循環部
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148	横浜市	資源循環局事業系対策部
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757	川崎市	環境局生活環境部
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573	横須賀市	資源循環部
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4154	相模原市	環境局資源循環部
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161	新潟市	環境部
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618	富山市	環境部
石川県	環境部	廃棄物対策課	076-225-1474	金沢市	環境局
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318	長野市	環境部
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518	岐阜市	環境事業部
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7187	静岡市	環境部
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217	浜松市	環境部
静岡県	くらし・環境局環境局	廃棄物・リサイクル課	054-221-2424	名古屋市	環境局事業部
愛知県	環境部	資源循環推進課	052-954-6237	豊田市	環境部
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475	豊橋市	環境部
滋賀県	琵琶湖環境局	循環社会推進課	077-528-3474	岡崎市	環境部
京都府	環境部	循環型社会推進課	075-414-4718	大津市	環境部
大阪府	環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583	京都市	環境政策局循環型社会推進部
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境監理課	078-362-3281	大阪市	環境局環境管理部
奈良県	くらし創造部景研・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747	堺市	環境局環境保全部
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692	東大阪市	環境部
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684	高槻市	産業環境部
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0855-22-6151	枚方市	環境部
島根県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308	豐中市	環境部
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963	神戸市	環境局
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988	姫路市	環境局美化部
徳島県	県民環境部	環境指揮課	088-621-2269	尼崎市	経済環境局環境部
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226	西宮市	産業廃棄物対策担当
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358	奈良市	環境部
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523	和歌山市	市民環境局環境部
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3364	岡山市	産業廃棄物対策課
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108	倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373	広島市	産業廃棄物対策課
熊本県	環境生活部環境局	循環社会推進課	096-333-2278	呉市	環境政策課
大分県	生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127	福山市	経済環境局環境部
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083	下関市	廃棄物対策課
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596	高松市	環境指導課
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231	松山市	廃棄物対策課
政令で定める市			政令で定める市		
旭川市	環境部	環境指揮課	0166-25-6369	高知市	環境部
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927	北九州市	環境局環境監視部
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740	福岡市	環境局循環型社会推進部
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-761-4012	大牟田市	廃棄物対策課
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195	久留米市	廃棄物指導課
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573	長崎市	廃棄物対策課
仙台市	環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235	佐世保市	廃棄物指導課
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713	熊本市	環境局資源循環部
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171	大分市	ごみ資源推進課事業ごみ対策室
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604	宮崎市	産業廃棄物対策課
中部近畿産業保安監督部			中部近畿産業保安監督部		
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175	鹿児島市	廃棄物対策課
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303	那覇市	廃棄物対策課
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732	鹿児島市	廃棄物対策課
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148	鹿児島市	廃棄物対策課
長崎市	環境部	廃棄物対策課	095-829-1159	佐世保市	廃棄物指導課
熊本市	環境局業務部	廃棄物指導課	0956-20-0660	熊本市	ごみ資源推進課事業ごみ対策室
大分市	環境部	廃棄物対策課	096-328-2365	大分市	産業廃棄物対策課
宮崎市	環境局資源循環部	ごみ資源推進課事業ごみ対策室	097-537-7953	宮崎市	産業廃棄物対策課
鹿児島市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763	鹿児島市	廃棄物指導課
那覇市	環境部	廃棄物対策課	099-216-1289	那覇市	廃棄物対策課
中部近畿産業保安監督部			中部近畿産業保安監督部		
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	近畿支部分
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	北陸産業保安監督署
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	近畿支部分
久留米市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
長崎市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
熊本市	環境局資源循環部	ごみ資源推進課事業ごみ対策室	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
大分市	環境部	産業廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
鹿児島市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
那覇市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
中部近畿産業保安監督部			中部近畿産業保安監督部		
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	近畿支部分
福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	北陸産業保安監督署
大牟田市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	近畿支部分
久留米市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
長崎市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
熊本市	環境局資源循環部	ごみ資源推進課事業ごみ対策室	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
大分市	環境部	産業廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
宮崎市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
鹿児島市	環境部	廃棄物対策課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課
那覇市	環境部	廃棄物指導課	076-432-5580	中部近畿産業保安監督部	電力安全課

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地		窓口	
北海道		北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県		関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。		関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385
愛知県、長野県、岐阜県(北陸産業保安監督署及び近畿支部分の管轄区域を除く。)、三重県(近畿支部分の管轄区域を除く。)、静岡県(関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。)		中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県(小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。)、岐阜県(飛騨市(平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。)の区域に限る。)及び郡上市(平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。))		中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。)、福井県(うち小浜市、三方郡、大飯郡、上方中郡、岐阜県のうち不破郡関ケ原町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)、三重県(うち熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡那智郡鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。)、南牟婁郡		中部近畿産業保安監督部 近畿支部分 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市(昭和38年9月1日に岡山県と気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市(平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域に限る。)、越智郡上島町		中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県(中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。)、愛媛県(中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。)		中国四国産業保安監督部 四国支部分 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県		那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL (03)6457-9096 FAX (03)3593-8264

■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814	中国四国地方環境事務所 高松事務所廃棄物・リサイクル対策課	087-811-7240
中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-322-2410



4-② 電子マニフェストの一部義務化について

電子マニフェストの一部義務化について

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>

(1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要

(2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等

“ 2月29日 愛知県が改善命令

“ 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し

愛知県は取り消さず改善命令状態を維持

“ 6月27日 愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

○市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。(第19条の10)

○排出事業者に対する通知を義務付けることとする。

(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

(2)マニフェスト制度の強化

○マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るために、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○特定の産業廃棄物※1を多量に排出する事業者※2に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。

(第12条の5第1項)

※1：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を省令において規定

※2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を省令において規定

(参考) 食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策と対応状況

【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化(第27条の2)

(現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中(H28~29年度)

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定(H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国^の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化(対策済)

(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請(H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み(検討経費の一部を環境省が支援)。

(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じができるようにする。(第19条の10)

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定(H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等)(H29.3.21, H29.6.20通知済)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の2第4項等)

施行規則（環境省令）の内容

1-1. 電子マニフェスト使用義務者

※ 電子マニフェストに関する規定について
2020年4月1日施行

- 前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（PCB廃棄物は50トンの中に含めない。）とする。
- 電子マニフェスト使用義務がかかる排出事業者から、当該義務のかかった特別管理産業廃棄物の処理を受託した電子マニフェスト導入済の収集運搬業者、処分業者にも使用義務がかかる。

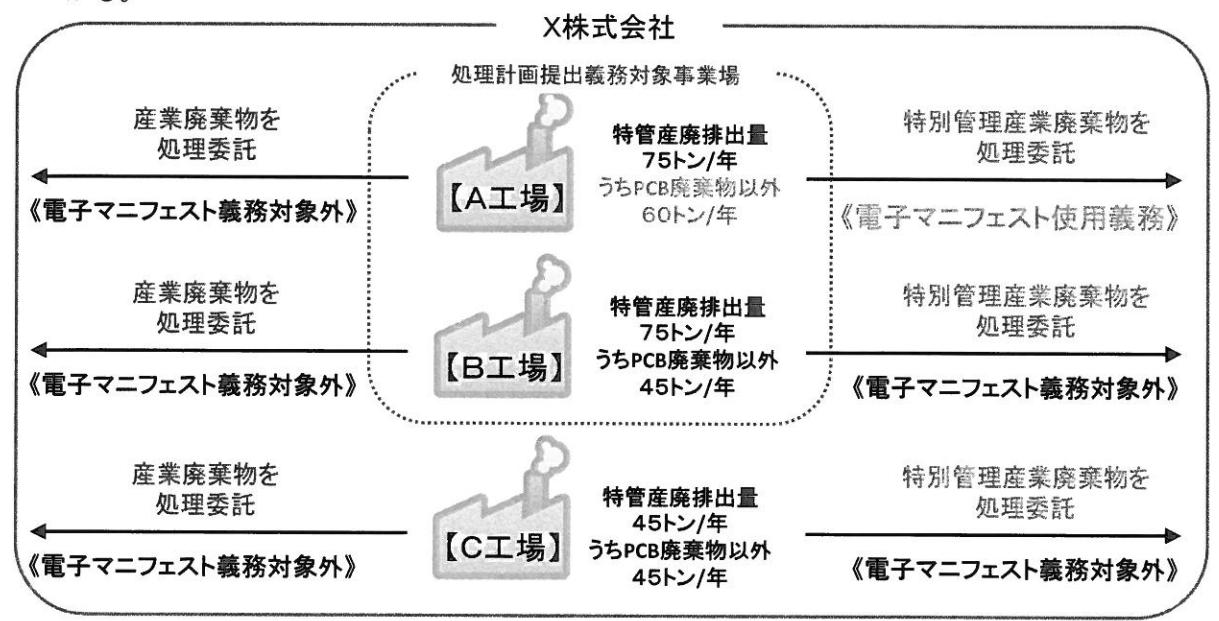
【趣旨】

- 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、6月30日までに都道府県・政令市に提出しなければならない。
- 都道府県・政令市は、特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に基づき、次年度の電子マニフェスト使用義務者の判断を行う。
- PCB廃棄物は電子マニフェスト使用の義務対象には含めないこととし、PCB廃棄物を除くと50トン未満となる場合は、その事業場は、電子マニフェストの使用義務者から外れる。（その旨を特別管理産業廃棄物多量排出事業者の計画に記載することとする。）

施行規則（環境省令）の内容

1-2. 電子マニフェスト使用義務の対象（例）

- 複数事業場を有している場合、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量が年間50トン以上の事業場から排出する特別管理産業廃棄物のみに電子マニフェスト使用の義務がかかる。



4-③ 有害使用済機器の保管等に関する新たな規制について

有害使用済機器の保管等に関する新たな規制について

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



2. 法改正事項

↓ 生活環境への影響発生を抑制

〔 雜品スクラップ火災の例
港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件
(平成19年～27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計) 〕

<規制の内容> (第17条の2)

- ①「**有害使用済機器**」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務付け**
 - ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
 - ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け
- ③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加（これらの違反があったときは罰則の対象）

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所 寺園淳氏撮影）



主な政令事項及び省令規定事項（いわゆる雑品スクラップ対策関係）

1. 有害使用済機器の指定

- ・ 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積があるリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- ・ 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- ・ 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定める。
- ・ 火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じる。
- ・ その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定する。

3. 届出除外対象者

- ・ 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
(例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1)
- ・ 小規模事業者（事業場の敷地面積100m²未満の事業者）
- ・ いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者
(例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2)

※1 有害使用済機器と同等の機器の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

4. 届出事項

- ・ 申請者の基本情報、事業一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項

2. 有害使用済機器の指定

有害使用済機器の指定に係る根拠条文

- ・ 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

有害使用済機器の指定に関する基本的考え方

- ・ 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- ・ また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- ・ これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- ・ 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

対応方針

- ・ 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- ・ 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- ・ その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

（※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもののイ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるよう設計した物を除く。】ロ ブラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

4-④ 家庭における食中毒予防ここがポイント

家庭での食中毒予防は、食品を購入してから、調理して、食べるまでの過程で、どのように、細菌を「つける」 「増やさない」 「やっつける」を実践していくかにあります。ここでは、6つのポイントで、具体的な方法を紹介します。

ポイント1 食品の購入（買い物）

- ・消費期限などの表示をチェック
- ・肉や魚はそれぞれ分けてビニール袋で包む
- ・寄り道をしないでまっすぐ帰ろう



ポイント2 家庭での保存

- ・持ち帰ったらすぐに冷蔵庫へ！
- ・肉や魚の汁がもれないように包んで保存
- ・冷蔵庫（10℃以下）や冷凍庫（-15℃以下）に詰めすぎない（入れるのは7割程度に）

ポイント3 下準備

- ・こまめに手を洗う（調理前、生肉や魚、卵を触った後）
- ・野菜などの食材を流水できれいに洗う（カット野菜もよく洗う）
- ・果物やサラダなど生で食べるものは生肉や魚などから離す
- ・冷凍食品の解凍は冷蔵庫や電子レンジを利用し、自然解凍は避ける
- ・生肉・魚を切った包丁などの器具、ふきんやタオルは洗って消毒（熱湯をかけておく）



ポイント4 調理

- ・調理の前に手を洗う
- ・加熱は十分に（めやすは中心部の温度が75℃で1分間以上）



ポイント5 食事

- ・食事の前に手を洗う
- ・盛り付けは清潔な器具、食器を使う
- ・作った料理は、長時間、室温に放置しない



ポイント6 残った食品

- ・手洗い後、清潔な器具、容器で保存（早く冷めるように小分けする）
- ・温め直すときも十分に加熱（めやすは75℃以上）
- ・時間が経ちすぎたり、ちょっとでもあやしいと思ったら食べずに捨てる



◆食中毒かなと思ったら

おう吐や下痢の症状は、原因物質を排除しようという体の防御反応です。医師の診断を受けずに、市販の下痢止めなどの薬をむやみに服用しないようにし、早めに医師の診断を受けましょう。

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課 TEL073-441-2624

「食の安全・安心わかやま」 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/>

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 支部研修会

平成29年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当官から「廃棄物処理法の見直しについて」、また、(有)M&Eソリューションの山本均吾氏から「事業継続計画について」それぞれご講演を頂きました。続いて、事務局から伝達事項の説明を行い、周知を図りました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参 加 者
和歌山支部	平成30年1月16日（火）	和歌山市	27名
海南・有田支部	午後1時30分～午後4時30分	(和歌山商工会議所)	(26社)
紀北支部	平成30年1月17日（水） 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	17名 (15社)
紀南支部	平成30年1月23日（火） 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	11名 (10社)
御坊・田辺支部	平成30年1月24日（水） 午後1時30分～午後4時30分	田辺市 (上富田文化会館)	22名 (19社)

合計70社77名が受講されました。

◇研修会テーマ

（1）廃棄物処理法の見直しについて

講師：和歌山県循環型社会推進課 担当官

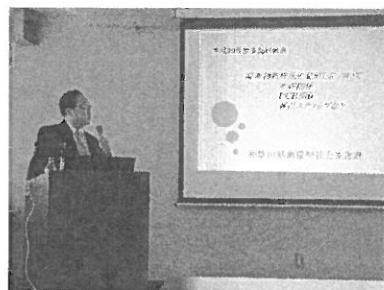
（2）事業継続計画について

講師：(有)M&Eソリューション 山本均吾氏

（3）全国産業廃棄物連合会の名称変更について

（4）資源循環を促進するための産業廃棄物処理業の振興に関する法律案大綱について

（5）安全衛生活動について



5-② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】～基礎コース～

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時 平成30年7月12日（木）受付9時30分～

☆開催場所 プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館) 4階

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 87名

☆受講料 当協会会員 5,000円(税込) (テキスト代含む)

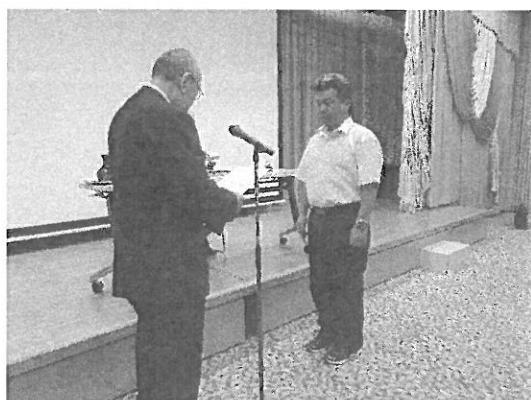
非会員 7,200円(税込) (テキスト代含む)

☆研修内容

10:00 12:00 12:50 13:10 14:30 16:00 16:30

産業廃棄物 処理の基礎	昼休み	質疑 応答	産業廃棄物の 委託処理と委託契約	産業廃棄物管理票 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付
----------------	-----	----------	---------------------	-----------------	-----------------

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。



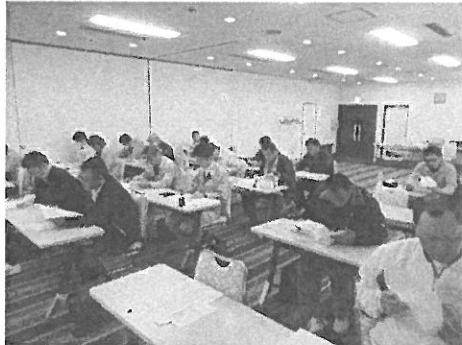
5-③ 安全衛生活動事業

— 労働災害事例研修会 —

協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	平成30年3月6日（火） 午前10時30分から午後4時	平成30年3月9日（金） 午前10時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場 (和歌山市：プラザホープ)	田辺会場 (上富田町：上富田文化会館)
参加者数	20名	12名
研修内容 及び講師	<p>(1) 労働災害発生状況及び防止対策について ・講 師 (和歌山会場) 和歌山労働基準監督署 安全衛生課 岩手 忠彦 課長 (田辺会場) 田辺労働基準監督署 安全衛生課 明楽 伸樹 課長 ・研修内容 労働災害の発生状況、特に産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等</p> <p>(2) 救命について ・講 師 和歌山市消防協会 土山 純広 氏 田辺市消防本部上富田分署 消防指令 岩本氏 消防士 河波氏 ・研修内容 心臓マッサージ、人工呼吸、AEDを使用した実技を交えた救命講習</p>	

【和歌山会場】



【田辺会場】



一安全衛生推進委員会一

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成20年度から平成22年度までの3年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生活動援助事業(たんぽぽ計画)」を実施しました。

1 団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

事業活動を実施していく中で、各事業所において、安全衛生に関する意識が向上し、活動内容や方法への理解が深まり、活動についての意見・質疑も多くなるなど安全衛生についてのレベルが上がってきました。

たんぽぽ計画が終了し7年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

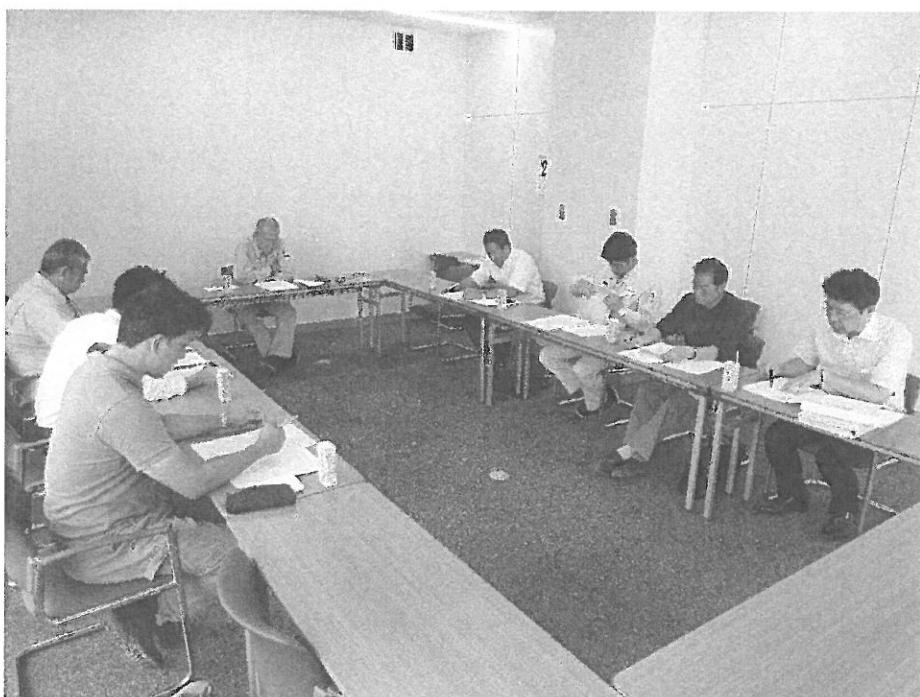
2 今後の活動事業の取組みについて

平成30年7月25日に(一社)和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会の武田委員長と安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進委員会を開催し、平成30年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

平成30年度の活動事業としては、安全衛生推進研修会(安全衛生規程の作成・基本的安全衛生活動)、労働災害事例研修会及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、(公社)全国産業資源循環連合会が平成29年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、当協会においても、「(一社)和歌山県産業資源循環協会における平成30年度労働災害防止計画」を策定しました。

平成31年度までの目標として、(1)死亡者数をゼロにする。(2)休業4日以上の死傷者数を平成24~26年の平均に比して20%以上減少させる。を掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。



一「ヒヤリ・ハット」体験事例について一

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成29年11月と平成30年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

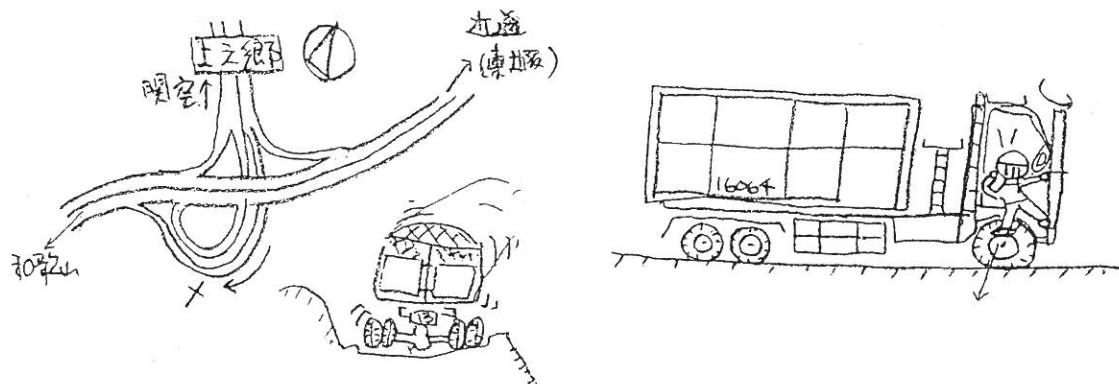
今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身边な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類：収集運搬

事故の型：転落・転倒

No.	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	運搬作業中	フレコンの荷物が片側に重さが集中してしまい片荷になって、カーブの時に転倒しそうになった。	積込時ドライバーは指示及び確認をし運搬中に不具合及び危険運転にならないように実施。
2	工場内	荷下ろし作業中	缶ビン等を下ろしている時にスズメバチに遭遇し転倒しそうになった。	殺虫剤等の設置をする。
3	取引先現場	ユニック車運転中	バッカンを吊って旋回した時、バランスが崩れユニック車が転倒しそうになった。	バッカンの中身を目視して確認する。
4	高速道路	トラック運転中	高速道路のジャンクションで雨の日に速度を出し過ぎて後輪がスリップし横転しそうになった。	通り慣れている道路でも、天候、積み荷、自身の体調等毎回同一ではないので注意する。



5	取引先現場	コンテナ入れ替え作業中	トラックから降車時座席右側が雨で濡れており手をついたら滑ってそのまま転倒しそうになった。	日常慣れっていてうっかりする場合があるので慌てず手先、足先を確認する。
---	-------	-------------	--	-------------------------------------

分類 : 収集運搬

事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
6	ゴミ収集場所	積込作業中	ゴミ収集のため車両から降りた時足を滑らせて転倒した。	足元をしっかりと確認する。
7	取引先ヤード内	ダンプ乗車時	安全靴の裏に泥がついていて昇降ステップから転落しそうになった。	靴の裏の泥をしっかりと落とし、三点支持で昇降する。
8	クリーンセンター内	積込作業中	トラックにシートをかけている時ゴムが足に引っ掛かり転倒しそうになった。	足元をしっかりと確認する。
9	ゴミステーション	収集作業時	収集作業のため、車から下車時にステップを踏み外し転倒しそうになった。	いつも行っている作業でも慌てず集中して行う。
10	取引先現場	積み込み作業中	廃木パレットをフォークリフトで、収集車に積み込んでいる時に廃木パレットの積み上げ高さが高すぎたため、バランスがくずれ倒れた。	枚数を増やす、安定の良い枚数で積み込む。
11	工場内	トラック乗降中	トラック降車時に滑って転落しそうになった。(雨天時)	慣れていることあるからと気を抜かず、注意する。

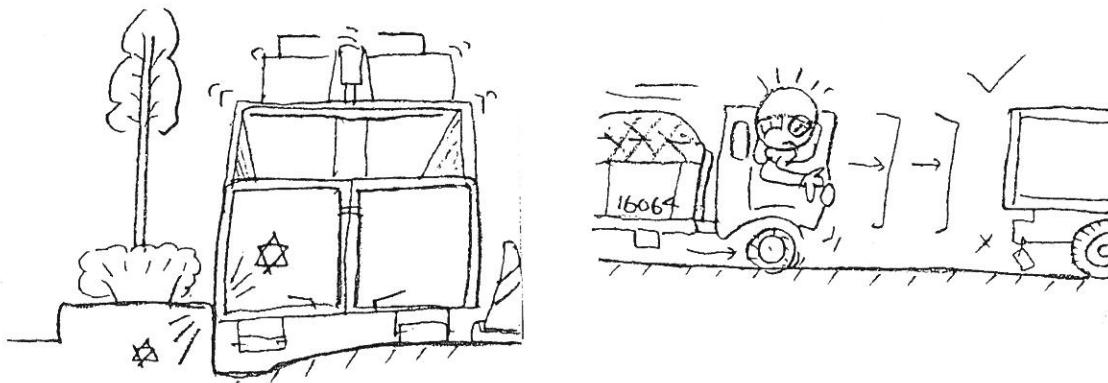
分類 : 収集運搬

事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	トラック運転中	大通りを北側へ右折する時に南側から北進してきた車両と激突しそうになった。	一旦停止後、すぐに飛び出さず、頭を少し出して一旦停止し進行するようにする。
2	一般道路	トラック運転中	交差点を右折しようとした時、自分の前の信号が赤に変わる時、対向車の信号も赤信号で止まると思い右折しようとしたら信号は時間差で青だったため衝突しそうになった。	見切り発進はせず、一時停止し先方右折時進行する。
3	一般道路	車両運転中	南西の側道から南へ右折しようしたら東から来た車が南西の側道へ進入してきてもう少しで正面衝突しそうになった。	視界内に他車、二輪車、自転車等がいる場合は想定外の行動もあり得ることを考えて運転する。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	取引先現場	コンテナ引き上げ作業中	街路樹の横に設置している2tコンテナを入れ替える時に、街路樹の縁石にコンテナが接触して破損しそうになった。	見えづらい時は、設置操作一次段階で止めて目視確認をする。道路使用許可済であるが他の通行車両にも注意する。



5	取引先現場	運転中	前方のトラックの指示器のランプ球が切れていって、もう少しで追突しそうになった。	車間距離を確保し、見込み運転をしない、走行中は左右、後方、前方に注意する。
6	一般道路	運転中	脇道から本線に合流しようとした時、本線の車が止まっていたので、入れてくれると思い合流しようしたら止まってくれず接触しそうになった。	思い込み運転をしない。
7	高速道路 パーキングエリア	トラック運転中	サービスエリアでは大型車は斜めに駐車しているため、右側に出る時、左側からくる車両が死角に入るので接触しそうになった。	パーキング内では車両接触及び歩きスマホ、高齢者には注意する。
8	一般道路	運転中	対向車が一時停止せず直進してきた。	他府県ナンバー等には特に気を付ける。
9	工場内駐車場	車両誘導中	車誘導中にバックしている車が入ってきてぶつかりそうになった。	一人で誘導するのではなく二人で誘導する。また、大きな声、笛等を使用し合図する。
10	一般道路	運転中	前方に大きなトラックが走っていて信号が見えなかった。トラックにつられて進んでいると信号が赤だった。	十分な車間距離をとるようにする。
11	自社駐車場	トラック運転中	近くに人がいるのに気が付かないで接触しかかった。	安全確認を徹底する。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
12	一般道路	車両運転中	一時停止線で一旦停止し、右折しようとした時、左から来た車と衝突しそうになった。	一時停止時にしっかりと左右確認を行う。
13	一般道路交差点内	トラック運転中	左折車線から直進してきた車と激突しそうになった。	うっかり途中で思い立って進路変更する車があるので、「だろう」運転をせずいつも注意する。
14	ゴミ収集場所	積込作業中	ゴミ庫にバックしている時他業者が無理に進入してきて接触しそうになった。	バックの時は慎重に運転し、目視確認を必ずする。
15	一般道路	運転中	歩道を走っていた自転車が急に車道に出飛び出してきて接触しそうになった。また、ハンドルを切って回避したため、後ろに車が来ていれば衝突の恐れがあった。	飛び出してくれるのは子どもだけと思い込まないで、大人の人にも注意する。
16	駐車場	運転中	バックしている時に後ろから人が入って来て接触しそうになった。	人が通り過ぎてからバックするようにする。
17	一般道路交差点	トラック運転中	交差点手前で側道停車中の車のミラーが接触しそうになった。	何時も左折時は自転車の巻き込み等危険予知に努める。
18	取引先現場	ダンプ積込作業中	既設の舗装版をバックホーでめくりダンプに積込む時ダンプが後退ってきて接触しそうになった。	バックホーのオペレーターだけではなく、ダンプ後退時には誘導員を配置し、明確な誘導を行う。
19	一般道路交差点内	トラック運転中	赤信号で停車中、前に停車していたトレーラーが後ろに下がって来て自車と接触した。	クラクションを鳴らす。また、反対の立場になることも想定し、停車中はサイドブレーキをかける。
20	一般道路交差点	トラック運転中	前方から来たトラックが中央車線をまたいで走行てきて、衝突しそうになった。	自分が正しくても接触事故を起こすと責任が発生するので対向時は必ず一旦停止する。
21	一般道路交差点	トラック運転中	右折車線が二車線ある道路で右折時隣の車が割り込んできたため接触しそうになった。	右折車線が二車線の道路では割込み等多いため注意する。
22	一般道路交差点	トラック運転中	交差点を左折時、対向車線側から右折しようとしている車と接触しそうになった。	左折時は対向車線の右折車にも注意が必要。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

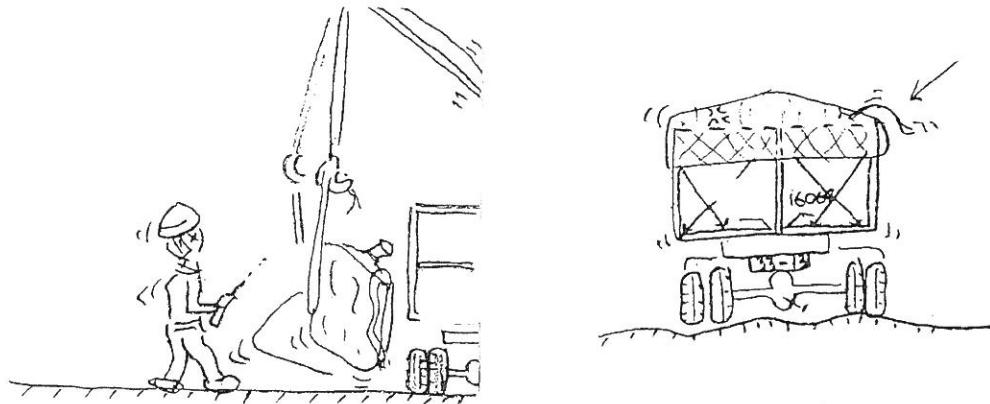
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
23	一般道路交差点内	運搬作業中	右折の車線レーンに間違って進入してしまい、車線変更しようとしたら、走っている単車と接触しそうになった。	交差点進入時は減速し、あらかじめ手前路面にある予告マーキングに注意する。
24	一般道路	運搬作業中	右折車線が右側一車線の道路で右折しようとした時、左隣の車も右折ってきて接触しそうになった。	県外ナンバー、高齢者マーク、初心者マーク表示車には特に注意する。
25	一般道路	トラック運転中	路上駐車中の車に接触しそうになった。	路上駐車等の多い道路は特に注意し運転を行う。また無理に追い越さないようにする。
26	一般道路交差点	トラック運転中	交差点左折時、対向車線の車が停止線を大きく越えて停車していたため接触しそうになった。	交差点を曲がった後、車線がどうなっているかを理解し、見込み運転はしない。
27	一般道路	運転中	優先道路走行時に横から一旦停止をせずに自動車が飛び出してきたため衝突しそうになった。	優先道路であっても交差点では注意して走行する。
28	一般道路交差点	トラック運転中	右折車線が二車線ある道路を右折時隣の車で歩行者が見えず接触しそうになった。	右折時は歩行者に注意する。
29	一般道路交差点	トラック運転中	左折時、道路沿いの店からでてきた右折車と接触しそうになった。	通行量の多い道路では注意する。
30	一般道路	トラック運転中	走行時に対向車線の車が右折のため停止しており、左手の店からも左折し道路に入ろうとする車があり、2台が同時に走行車道に入ってきたため衝突しそうになった。	走行時は自己の車が優先であっても周囲の確認を行う。
31	一般道路	トラック運転中	右折をしたら、側道から車が発進してきたため衝突しそうになった。	優先車両は自己の車であっても周囲の確認を行ってから発進する。
32	一般道路交差点	運転中	交差点の信号が青になつたため走行すると左側から車が発進ってきて衝突しそうになった。(時差信号)	時差信号の場所では青信号になつても周囲の確認を行ってから発進する。
33	スーパーの駐車場	運転中	車をバックさせていると店の人が近づいてきて衝突しそうになった。	バック時は周囲の確認を行う。

分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
34	スーパーの駐車場	運転中	車をバックさせている時に子供が飛び出してきてぶつかりそうになった。	バック時は周囲の確認を行う。
35	工場内	トラック運転中	トラック運転中、コンビニの駐車場からでてきたバイクと衝突しそうになった。	常に「かもしれない運転」を行う。
36	工場内	重機移動時	重機移動時にほかの作業員と接触しそうになった。	重機移動時は必ず周囲の安全確認を行う。
37	取引先現場	車両降車時	車両降車時にしっかりと確認せずにドアを開いたら通行者と接触しそうになった。	車両から乗降するときは前後左右の確認をしっかりと行う。
38	一般道路	運転中	よそ見をしていて、気づくのが遅れてしまい赤信号で止まれなかった。	運転に集中する。
39	一般道路	運転中	ハザードを使用しバックしているときに猛スピードできた自動車に接触しそうになった。	周囲の確認をしてからバックを行う。
40	高速道路	トラック運転中	高速道路の本線合流時、本線合流部に停止している車に追突しそうになった。	本線に合流時は本線の車両だけでなく、側道の車両にも注意する。
41	トンネル内	トラック運転中	トンネル内に入った瞬間に車の窓やミラーが曇り前の車にぶつかりそうになった。	トンネル走行時は事前にエアコンを使用、車間距離の確保・スピード減速を行う。
42	高速道路	トラック運転中	高速道路の急カーブでスリップして側壁に衝突しそうになった。(雨天時)	急カーブ時は特に注意し走行する。(晴天時でも)
43	一般道路交差点	トラック運転中	交差点を直進時対向車が右折してきたため衝突しそうになった。	前方が青信号で直進時でも対向車線の右折車に注意する。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	フレコンバック積込作業中	フレコンバックをトラックに積み込む時、フレコンバックを吊り上げ地面から離れた時に2本あるうちの1本が切れてフレコンバックが落下しそうになった。	慎重に吊り上げ地面から離れたか確認を行い、旋回時も注意し荷の下に入らない。



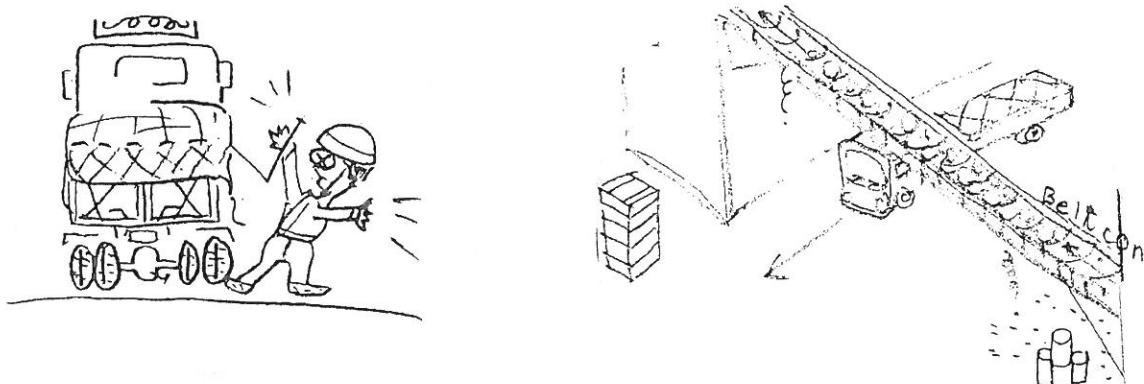
2	取引先現場	運搬作業中	混合廃棄物を運搬中にメッシュシートが一部破れていることに気づかずに行走しているとその隙間からナイロンが出てきて飛散しそうになった。	前回が問題なかったので今回も問題ないと思わず、掛ける時点、かけ終わった時点、荷下ろし後折りたたむ際に必ず点検する。
3	一般道路	運転中	ボードを積載し走行移動中にシートの隙間からボード破片が数枚落下した。	車両側面のシートから落下しない様に積み過ぎない様に注意しシート側面の状態を確認する。

分類 : 収集運搬
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	家具を運んでいる時	手袋が雨で濡れていた為、家具を足の上に落としそうになった。	滑らないかしっかり確認し、重たいものを運ぶときは無理せず二人で運ぶ。
2	一般道路	引き取り作業中	自動販売機の引き取り作業中に挟まるようになった。	重いものを引き取る時は一人で無理をせず行う。
3	一般道路	ゴミ収集作業中	収集車の死角で作業中、バック時の合図が見えず挟まるようになった。	周囲の確認を行い誘導者は必ず運転手から見える位置で誘導し、運転手は、誘導者の合図が確認出来ない時は、車両を動かさないように徹底する。

分類：収集運搬
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	運転中	交差点を左折しようとした時、時間指定で左折禁止の看板があつてもう少しで交通違反をしそうになった。	日頃通行している道や、初めての道でも時間制限ある場合は注意し前の車を追走しない。
2	取引先駐車場	駐車場停車中	駐車場停車中、サイドブレーキが甘く下がってきた。	サイドブレーキの調整徹底。
3	高速道路	トラック運転中	走行中に石が飛んできてフロントガラスが破損しそうになった。	高速道路走行中はあらゆる想定の上運転する。
4	取引先現場	シート掛け作業中	コンテナ車に飛散防止用のシートをかけようとした時、風が強くて、シートが顔や目に当たりそうになった。	建物のかけや風上で行う等工夫して安全に行う。
5	工場内	シート掛け作業中	シートゴムをコンテナのフックにかける際にゴムが切れ顔に当たりそうになった。	シートゴムの点検をしてから使用する。



6	工場内	トラック運転中	ベルトコンベアの下を走行時、頭上から小石が落下ってきてキャビンに当たりそうになった。	通常ではありえない事であろうが、コンテナの設置場所等状況の違いではあり得ることと想定し、未然防止の心構えを。
---	-----	---------	--	--

分類 : 中間処理
事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	分別作業中	フレコンパックの紐及び廃棄物に足を取られて転倒しそうになった。	フレコンパック、廃棄物等の整理整頓をする。
2	工場内	分別作業中	廃棄物の選別作業中、廃棄物に足が引っ掛け転倒し、くぎが足に刺さった。	安全靴を丈夫なものにする。
3	工場内	給水用スイッチをオンにしようとした時	足元に水がたまり、ほこりと水で滑り転倒しそうになった。	水が溜まらないように通路を改善する。
4	工場内	フォークリフト運転中	フレコンで前方が見えにくいにもかかわらず運転していると、道のデコボコに気付かずフォークリフトが傾いた。	フレコンはできるだけ低い位置で運び、道を整備する。
5	工場内	見回り時	見回り時に階段で足を踏み外しそうになった。	足元に十分気を付ける。
6	工場内	清掃中	清掃中に落下していた鉄筋に引っ掛け転倒しそうになった。	社内の整理整頓を心がける。
7	工場内	手積み作業時	作業灯を使用せず地下へ下りたらグリスを踏み転倒しそうになった。	物品確認の徹底をする。暗い場所での作業時は特に足元に十分注意する。
8	工場内	リフト使用時	コンテナをリフトで持ち上げたとき、リフトの後輪が浮き転倒しそうになった。	リフトの容量を理解し、容量を超えないようにする。
9	工場内	運搬作業時	タイヤショベルから降り、手作業をしようとしたら機械のバケットが地についておらずブレーキの利きも甘かったため機械が勝手に動き施設に落ちそうになった。	機械を離れる際には確実に停止させる。
10	工場内	ペットボトルをコンベアに流す作業中	足場に使用していたコンテナがずれ、転倒しそうになった。	コンテナ足場の数を増やし固定する。
11	工場内	荷下ろし作業中	塩ビパイプを降ろしているトラックの近くにいたため、落ちてきた塩ビパイプが足に当たりそうになった。	積み下ろしの際には必ずトラックの周りに近寄らない。

分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
12	工場内	荷下ろし作業中	コンテナ内に残った廃棄物を清掃しようとコンテナ内に乗り込んだところ運転手がいきなり車両を動かしコンテナ内で転倒しそうになった。	コンテナ内の清掃が終わるまで、エンジンを停止し運転手は降車している事を伝えるように改善。
13	工場内	フォークリフト 運転中	フォークリフトをリフトしたときに、カートのバランスがくずれカートが滑り落下した。	荷の安定を必ず確認してからフォークリフトを操作する。

分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	フォークリフトでフレコン計量中	一人で計量していて、受付に重量を確認していた時にサイドブレーキをしていたが、フォークリフトがスロープから突然バックした。	一人では計量を行わず無線等で重量を聞く。リフトから離れない。サイドブレーキの点検の徹底。
2	工場内	回転アタッチメント付きフォークリフト操縦時	回転したとき、中身をコンテナの反対側に落としてしまい、近くを歩いていた人に当たりそうになった。	回転する前に、人など危険はないか確認する。コンテナの反対側の危ない所にはコーン等を立て入れないようにする。
3	工場内	積込作業中	タイヤショベルでバックしている時にミラーの死角から2tダンプが飛び出して衝突しそうになった。	バックする時はミラーの確認だけではなく、目視確認もを行う。
4	工場内	ショベル運転中	パイプを踏んでしまい跳ね上がり、接触しそうになった。	通行する時は障害物を寄せてから通る。
5	工場内	ショベル運転中	後ろに人がいて接触しそうになった。	左右、後方を確認、声掛けをする。
6	工場内	重機作業中	ユンボ旋回時、別の作業員が旋回内に入っていて接触しそうになった。	周囲確認の徹底、及び旋回内に入らない様、指導する。
7	工場内	フォークリフト運転中	考え方をしていて、後方を見ずにフォークリフトでバックしていたら、後ろにトラックを待たせていたのを忘れていて接触しそうになった。	日頃から周りをよく見るよう心掛けておく。

分類 : 中間処理
事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
8	工場内	場内運転中	カメラの見えない視界からリフトが飛び出してきた。	場内で、バック時は、人・フォークリフト等近寄らない様に呼びかける。
9	工場内	油圧ショベルにてコンテナ入れ替え中	油圧ショベルに吊りチェーンを掛け入替後にコンテナのチェーンを外し後ろを振りむいた時ショベルのアタッチメント先端に頭をぶつけた。	重機等のアタッチメント先端は、運転席から離れる場合は、地面に接地する。

分類 : 中間処理
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	歩行移動中	こぼれたRCがタイヤに踏まれ飛んできた。	積込時にこぼれそうな状態ではないか確認し、発見した際には即事務所に報告する。
2	工場内	分別作業中	カッターを使用し分別作業していると、カッターの刃が折れ、飛んできた。	刃を適正な長さに調節し作業する。
3	工場内	荷物移動時	三段に積んだ移動式小型コンテナを取ろうとフォークリフトで持ち上げたときに中のパイプが落ちそうになった。	移動時は必ず中身の確認・周囲の確認をする。
4	工場内	重機で選別時	重機で混合廃棄物をつかみ取りだそうとしたときに廃棄物の破片が飛んだ。	廃棄物を重機で選別時には周囲に人が近づかないようにする。
5	工場内	フレコンを積み上げ作業時	フレコンを積み上げ時に傾きくずれそうになった。	くずれそうな場所に積み上げない。
6	工場内	鉄板吊り荷時	一度に複数枚鉄板を吊ろうとしたら傾いてきた。	一度に複数枚吊ろうとせず、可能な重量を考え作業する。
7	工場内	コンテナ入れ替え作業時	フォークリフトにコンテナをさしたまま旋回時、コンテナが抜け落ちそうになった。 (雨天時)	雨天時は特に注意し作業を行う。

分類 : 中間処理
事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
8	工場内	仕分け作業時	重機で品物を踏んだ時に他の品物が飛んできた。	重機使用時は近寄らない。
9	工場内	仕分け作業時	ユンボで産業廃棄物を仕分け作業時に産業廃棄物が近くの人に飛んで行った。	重機が動いているときは近くに人がいないか確認する。近くに人が来ないようにする。
10	工場内	リフト使用時	段ボールをリフトでつこうとしたときスプレー缶が落ちてきてリフトで踏みそうになった。	リフトを使用する場所に不要なものを置かないようにする。
11	工場内	乾燥作業中	機械が詰まつたためハンマーでたたいた時に機械の一部が折れ、飛散した鉄が目に当たりそうになった。	保護メガネの着用を行い、機械の故障時の対応策の見直しを行う。
12	工場内	選別作業中	パイプを破損作業中、破片が飛び他の作業員に当たりそうになった。	周囲に人がいるところで破損作業をしない。作業場所の変更を検討する。

分類 : 中間処理
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	清掃作業中	ベルトコンベアの掃除中、ホウキがベルトに触れ捲き込まれそうになった。	機械が動いている時は掃除しないようする。
2	工場内	リフト運転中	夕方、ライトをつけないで作業していると近くのフレコンを巻き込んだ。	ライトを早くから点灯させる。
3	取引先現場	切断作業中	サンダーで切断作業をしている時手袋が巻き込まれそうになった。	保護具等の使用、サンダーの刃のカバー等を使用し、作業する前に固定状況を確認する。
4	工業内	手積み作業時	トラックにコンテナを載せている際にトラックの扉が閉まり手を挟みそうになった。	扉が閉まらないようにきちんとロックを行い車載作業を行う。

分類 : 中間処理
事故の型 : 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
5	工場内	廃材を降ろすダンプアップ中	そばを歩いていたら、廃材が跳ねて自分の所に飛んできた。	ダンプアップ中には、近寄らない。
6	工場内	燃焼炉運転中	ベルトコンベアが停止したためスイッチを切り修理をしていた際に別の人がスイッチをつけベルトコンベアに手が挟まりそうになった。	スイッチのある扉は必ず施錠し他の人が使用できない様にする。修理中は看板を置くなどしてほかの人にわかるようにする。

分類 : 中間処理
事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	安定型プラスチックを破碎しているとき	選別作業中に木目のプラと誤って木くずが混入してしまい、混入してはいけない木くずを破碎してしまった。	誤って選別しそうな木目のプラなどは選別方法を別にした。
2	工場内	重機清掃中	アームロールの荷物を降ろした後作業員が荷台に乗ってホウキでほこりを掃き出しているとアームロールが動き出した。徐行だったため作業員にけがはなかった。	運転手に的確な指示を出す。
3	工場内	塗料スプレーのガス抜き中	完全にガスが抜けたと思い振った所、スプレー缶に残っていた塗料が顔にかかりそうになった。	ガス抜き後少し時間が経過してから作業し、また、周りに人がいないか声かけてから作業する。
4	工場内	手積み作業中	手袋を使用せず素手で木くずを触り木の破片が手にささりそうになった。	作業前の必要保護具の確認徹底。
5	工場内	フォークリフト運転中	フレコン運搬中、前が見えにくい状況のため、人がいるのに気づかなかつた。	前が見えにくい時は後退し、進路の安全確認をする。
6	工場内	破碎作業時	異物が飛散してあたりそうになった。	異物がないかの確認をする。
7	取引先	荷物片づけ時	荷物かたづけ時にハチの巣があり気付かず作業していた。	周囲の確認をし作業に向かう。

分類：中間処理
事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
8	工場内	作業中	ビンの選別時割れているビンでけがをしそうになった。	けが防止のため手袋を二重にし、慎重に作業する。
9	工場内	液抜き作業中	配管内の液抜き作業後に、バルブのボルトを緩めた際に配管内の硫酸が漏れ出した。	配管内の液抜き時は配管の高いところをゆるめ確実にエアーを挿入する。

5-④ 県外視察研修会

平成30年3月22日（木）～23日（金）の2日間、県外視察研修会として22名が参加し、愛媛県のオオノ開発㈱東温事業所（フレップとうおん）様を訪問し処理施設を見学させていただきました。（以下、敬称略）

オオノ開発㈱東温事業所（フレップとうおん）では、はじめに研修室にて会社概要をまとめた映像で説明を受けました。

オオノ開発㈱東温事業所（フレップとうおん）は、「資源循環型・ゼロエミッション社会を目指す。」をテーマに100%廃棄物をゼロにすることを目標に取り組まれています。どうしても埋立処分が避けられない廃棄物はどうするのか、という課題に取り組むべく、先進の技術を常に取り入れ、会社の理念にある「社会の利益と繁栄に貢献できる」中間処理施設・最終処分場を一体とした施設を目指していました。

その後、場内をバスで移動し、ばいじんの混合造粒固化施設やドラム缶専焼施設、管理型埋立処分場、浸出水処理施設を見学させていただきました。

どの施設も大型でSSHプラント（焼却・焼成+発電プラント）では日量120tの焼却および日量800KWの発電、SSTプラント（焼却・焼成+炭化プラント）では日量360tの汚染土壌の焼成および日量120tの廃棄物の焼却、ドラム缶専焼施設では固形・高粘度・低引火点性を問わずドラム缶ごと一日300本の焼却を行っていました。

また、リサイクルにおいても徹底されており、埋立処分場からの浸出水は浸出水処理施設で生物処理、液中膜処理等を利用し、負荷変動に強く安定した浄化処を行っており、処理水は焼却施設の冷却水等施設内で使用していました。

日頃、なかなか目にする機会がない、大型の施設や最先端の技術を視察することができ、会員の資質の向上と業務の充実につながる研修になりました。



5-⑤ 第1回親睦ゴルフコンペ

平成30年5月17日（水）に南紀白浜ゴルフ倶楽部において、第1回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成30年度第1回）を開催しました。今回で第25回目の開催になりますが、今年度より協会名称が変更になりましたので第1回親睦ゴルフコンペになりました。

当日は天候にも恵まれ、24社30名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当日賞、B.B賞、ベストグロス賞）の表彰を行ないました。

平成19年度からチャリティーコンペとして和歌山県下の各市町村に毎回車椅子を寄贈しており、第18回目となる今回は海南市に寄贈し、海南市からは感謝状をいただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果（敬称略）

優勝：前坂 康行	(株)朝日ダイヤゴルフ)
2位：塩崎 嘉久	(有)ワコー産業)
3位：井口 恵司	(和歌山スチール協同組合)
4位：谷口 勉	(有)タナカ工務店)
5位：廣畑 稔	(有)タナカ工務店)
6位：上田 隆司	(赤井工業(株))
7位：松尾 廣	(小椋リビングクリーン(株))
8位：吉村 享	(株)ヴァイオス)
9位：酒本 吉伸	(有)ワコー産業)
10位：瀧本 利生	(有)国辰商事)
15位：廣田 耕嗣	(有)日置川清掃)
20位：北 敏彦	(株)吉田組)
25位：知念 義徳	(和歌山縣ヘルス工業(株))
当日賞：宮本 勝巳	(株)保険工房ハートワン)
B.B賞：柏木 清次	(有)柏木商店)
ベストグロス賞：谷口 勉	(有)タナカ工務店)



2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：海南市

出席者：社会福祉課 障害福祉係長 上田 晃司 氏



5-⑥ 不法投棄防止海上パトロール

平成30年度第1回目（通算47回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

- 日 時：平成30年7月11日（水）
午前9時00分（出港）～午後1時45分（帰港）

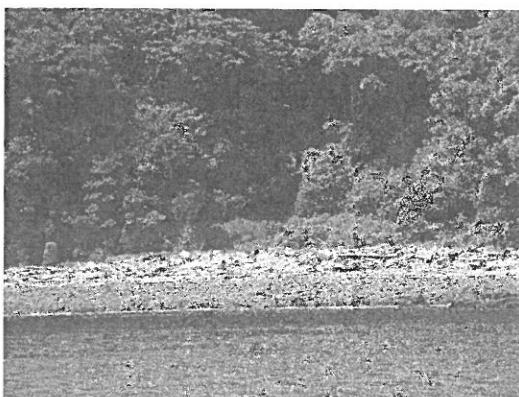


- 参加者：4名
和歌山県廃棄物指導室 1名
和歌山市産業廃棄物課 1名
和歌山県産業資源循環協会 2名

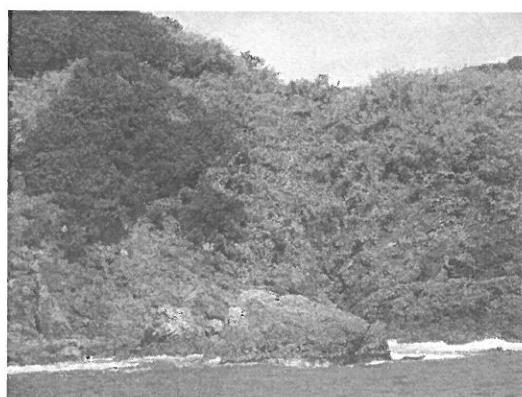
- パトロールコース：
和歌山南港（出港）→大川港→友ヶ島→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

- パトロール結果：
 - ・加太港から大川港間の海岸に前回（H29年10月）同様漂着物と見られる廃棄物（プラス容器類・木くず）が確認できたが、前回に比べると減っていた。
 - ・友ヶ島のうち地ノ島の北部海岸で多くの漂着物と見られる廃棄物（プラス容器・発泡スチロール類・木くず等）が確認できた。また、沖ノ島では漂着ゴミは少なかった。
 - ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の不法投棄物が確認できたが、前回に比べると減っていた。
 - ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。
 - ・下津港海岸道路沿いでは不法投棄物は今回確認されなかった。
 - ・前回に比べ全体的に不法投棄物は減っていた。

- パトロール結果の対応：
和歌山県及び和歌山市から関係機関への連絡及び対応をお願いしました。



地ノ島北部沿岸の現状



矢櫃海岸の現状

5-⑦ 収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成30年6月13日（水）に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

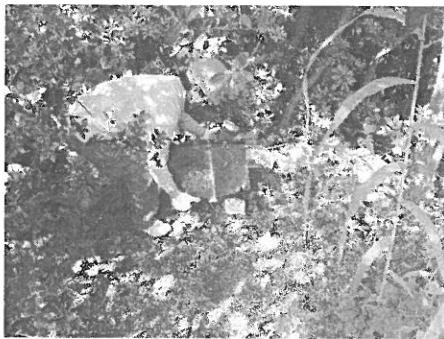
（1）参加者：20名

㈱ヴァイオス	2名	㈱岸化学	2名	㈱貴志安商店	2名
㈱紀洋	1名	㈲久保忠	1名	㈱坂口興業	1名
㈱日ノ本組	1名	㈱目良建設	1名	めらりサイクル㈱	1名
㈱吉建	1名	和歌山市産業廃棄物課	3名	和歌山市一般廃棄物課	2名
産業資源循環協会	2名				

（2）巡回コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山北高等学校西校舎付近→森林公园→青岸
エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雜賀崎→和歌浦→岡崎→大日山
荘

（3）撤去した量：4tクラムシェル付き車1台、軽ダンプ4台、軽トラック1台の計6
台で総回収量1,500kg

（4）撤去した物：テレビ、冷蔵庫、室外機、布団、ソファー、事務椅子、トタン板、鉄
くず、タイヤ、ペットボトル、空き缶、空き瓶及びその他可燃ごみ



5-⑧ 第21回クリーンアップキャンペーン

平成30年6月24日(日)に、浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを実施し、今年で第21回を迎えるました。

会員の皆様や会員のご家族の方、関係行政や一般の方々等の協力を得まして、浜の宮ビーチでは409名、天神崎海岸では109名と多くの皆様に清掃活動に参加していただきました。

当日は天候が心配されましたが、清掃活動開始時には雨も上がり無事終了することができました。曇り空の下、子どもから大人まで多くの方に参加をいただき、浜辺も大変綺麗になりました。本当にありがとうございました。

協会としては、継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。今後ともご理解、ご協力をよろしくお願ひ致します。

最後になりましたが、当日、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました会員の皆様、ご家族等全ての方々にお礼を申しあげます。



浜の宮ビーチ



天神崎海岸

クリーンアップキャンペーンが
ニュースで紹介されました！



第21回クリーンアップキャンペーンに参加いただいた会員等

【浜の宮ビーチ】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
赤井工業(株)	14	(株)武内商店	3
(株)井奥建材工業	2	武田全弘行政書士事務所	3
(株)石井建材店	2	日鉄住金スラグ製品(株)	6
(株)ヴァイオス	10	日鉄住金物流(株)	1
(株)エスエムエス	3	(有)火の国産業	4
SJリサイクル(株)	5	(株)日ノ本組	12
エヌシー環境(株)	1	(株)古勝	26
(株)大瀧商店	15	益田工業(有)	4
(有)かさい	2	(株)丸山組(海南)	2
環境カンファレンス(株)	2	(株)三高産業	2
(株)環境クリーンサービス	18	(株)明光	2
(株)岸化学	2	(株)目良建設	12
(株)貴志安商店	7	めらりリサイクル(株)	10
(有)協和運輸	1	(株)山本スクラップ	1
(有)久保忠	8	(株)吉建・(株)紀洋	5
(株)クリーンサービス近畿	3	和歌山スチール協同組合	18
(株)KSP	2	和歌山ゼロックス(株)	25
(株)小池組(和歌山)	77	和歌山代用燃料(株)	3
(株)坂口興業	9	和歌山縣ヘルス工業(株)	10
(株)酒直	24	(有)ワコー産業	1
(株)里村建設	2	和歌山下津港湾事務所	2
三成興産(株)	3	各議員(秘書の方含む)	8
(株)ジャルク	6	和歌山市長	1
(株)真永	2	和歌山市秘書課	1
(株)関組	6	和歌山市産業廃棄物課	2
大栄環境(株)	12	一般参加	4
		協会事務局	3

【天神崎海岸】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
(株)エコワークTANABE	3	(株)ナヤパーク	2
(有)柏木商店	1	(有)日置川清掃	5
(株)蒲田嵩商店	3	(株)丸山組(田辺)	3
(有)協和運輸	1	(株)吉田組	3
(有)クリーンセンター・ケイ・エム・ケイ	2	和歌山県再生資源事業協同組合	4
(株)KSP	2	和歌山県資源開発協業組合	3
(株)小池組(和歌山)	9	和歌山ゼロックス(株)	4
(有)国辰商事	10	(有)ワコー産業	17
(有)志場商店	5	田辺保健所	1
(有)タナカ工務店	16	各議員(秘書の方含む)	4
田辺工業(有)	9	協会事務局	2

5-⑨ 青年部会活動

★和歌山県青年部会総会・役員会等

○第6回平成30年度青年部会総会

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会第6回通常総会に先だって同日（6月7日）の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第6回青年部会総会を開催しました。

当日は37名（委任状を含む。）の出席があり、議長に山本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。

- 第1号議案 平成29年度事業報告の件
- 第2号議案 平成29年度決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 平成30年度予算（案）承認の件
- 第5号議案 会則の一部改正（案）承認の件
- 第6号議案 役員改選の件



山本青年部会長

平成30年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



青年部新役員

また、役員改選では、次の方々が新役員に選任されました。

会長	山本 雅弘	(有)ワコー産業	再任
副会長	上田 修司	株日ノ本組	再任
副会長	赤井 靖	赤井工業株	再任
書記	大瀧 吉宏	株大瀧商店	再任
会計	廣田 耕嗣	(有)日置川清掃	再任
代表監事	吉村 享	株ヴァイオス	再任
監事	瀧本 利生	(有)国辰商事	再任
役員	柏木 清次	(有)柏木商店	再任
役員	紹田 洋規	株明光	再任
役員	和田 秀人	株古勝	新任
役員	中岡 晃稔	株ジャルク	新任
顧問	山本 彰徳	(一社)和歌山県産業資源循環協会	新任
相談役	峯尾 登	株吉建	再任

寺村公博役員につきましては、同日付で退任されました。

○平成29年度第6回役員会

開催日：平成30年2月16日（金）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 委員会事業の件について

(2) その他

○平成30年度第1回役員会

開催日：平成30年4月13日（金）

場 所：成味寿司（御坊市）

議 題：(1) WSK青年部第6回（通算19回）総会について

(2) 交流・研修事業について

(3) その他

○平成30年度役員選考委員会

開催日：平成30年5月29日（火）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 青年部会役員選考委員長の選任について

(2) 青年部会新役員候補者の推薦について

(3) その他

○平成30年度第2回役員会

開催日：平成30年6月7日（木）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山4F「翡翠」

議 題：(1) WSK青年部第6回（通算19回）総会について

(2) 交流・研修事業について

(3) その他

○平成30年度交流・研修合同委員会

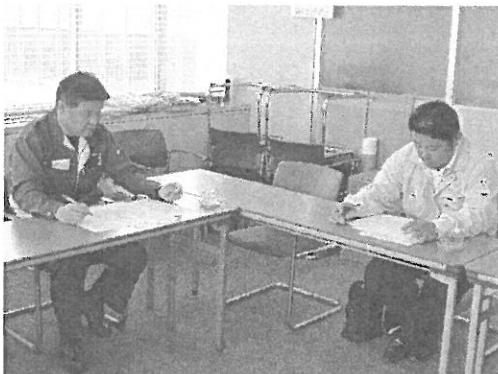
開催日：平成30年7月4日（水）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 青年部会交流事業について

(2) 青年部会研修事業について

(3) その他



★全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会・主な行事

○平成30年度通常総会

開催日：平成30年5月25日（金）

場 所：奈良ホテル（奈良県）

議 案：第1号議案 平成29年度事業報告及び

収支決算報告承認の件

第2号議案 平成30年度事業計画（案）

及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 平成30年度役員一部変更の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、株式会社 宮田運輸 代表取締役社長 宮田博文氏の講演会が開催されました。



○平成29年度近畿ブロック賀詞交歓会

開催日：平成30年1月19日（金）

場 所：ホテル日航大阪（大阪府）

内 容：76名と多くの参加者が集まり、落語家 桂勢朝氏を講師にお招きし盛会裏に開催されました。普段、落語を見たことも聞いたこともない方々も多数おられましたが、とても楽しく、1年の初まりにふさわしい笑い溢れる高座となり、近畿ブロック青年部会員の絆が深まる素敵な賀詞交歓会となりました。

国産業廃棄物連合会青年部協議会 コック 平成29年度 賀詞 第1部 第1回講演会



★全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第19回通常総会

開催日：平成30年6月14日（木）

場 所：明治記念館（東京都）

議 案：第1号議案 平成29年度事業報告承認の件

第2号議案 平成29年度収支決算報告承認の件

平成29年度監査報告

第3号議案 会則の改正（案）の件

第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第5号議案 平成30年度事業計画（案）承認の件

第6号議案 平成30年度収支予算（案）承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

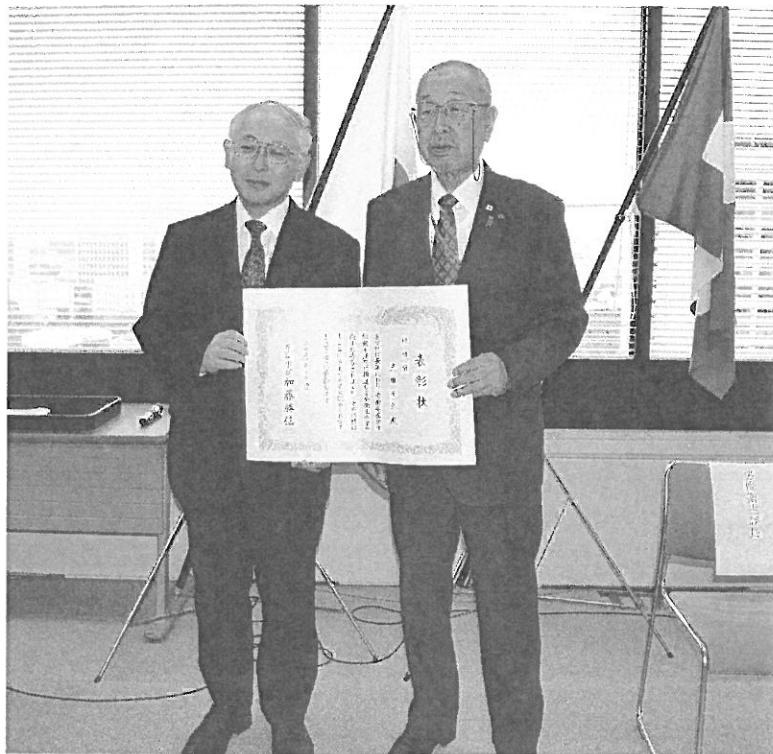
6 事務局だより・情報コーナー

6-① 平成30年度厚生労働大臣表彰について

この度、当協会の武田全弘会長が平成30年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」の功績賞を受賞されました。

これは、労働災害が起こっていない期間が特に長く、職場のリスクを低減する取組を活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体、又長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体または関係事業場の安全衛生水準の向上・発展に多大な貢献をした個人に贈られます。

永年当協会の会長を務め、その間、(公社)全国産業資源循環連合会の副会長及び安全衛生委員長として、和歌山県のみならず産業廃棄物処理業界全体の安全衛生活動の推進に強力なリーダーシップを発揮するなど、多大な貢献が認められたもので、当協会としても衷心から祝福したいと思います。



6-② 県知事表彰について

この度、当協会副会長の松田美代子さん（株式会社 松田商店 代表取締役会長）が平成30年和歌山県知事表彰（環境衛生の向上）を受賞されました。

これは、平成14年から15年間の長きにわたり、当協会の役員を務め、その間、産業廃棄物の適正処理や業界の発展及び資質の向上に努められ、当協会が実施する安全衛生等の研修会、ボランティア活動に積極的に参加し、協会役員として事業の推進役を務めていた他、和歌山大学と連携し、ペットボトルから様々なエコ商品へのリサイクルについて研究開発を行うとともに、環境教育・社会貢献の一環として、小学生を中心に、遊びの中で環境について深く学べるようアトラクション形式としたリサイクル工程等の見学を受け入れ、廃プラスチック等のリサイクルの推進及び産業廃棄物処理業のイメージアップに貢献した等が認められたもので、当協会としても衷心から祝福したいと思います。



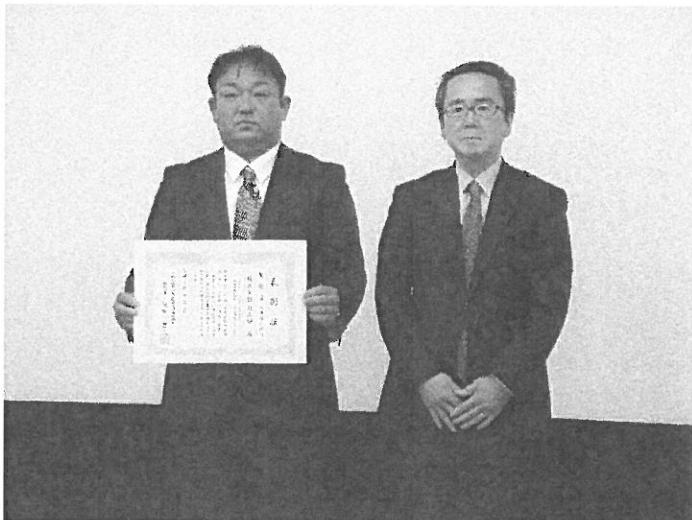
6-③ 近畿建設リサイクル表彰について

この度、当協会会員の田辺市の㈱丸山組様（以下、敬称略）が平成29年度近畿建設リサイクル表彰の奨励賞を受賞されました。

これは、近畿地域において、建設リサイクルの推進を自主的、かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、又は事業者に対し、建設副産物対策近畿地方連絡協議会がその活動を賞し、奨励することを通じ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」の構築にむけた行動の輪を広げることを目的とします。

㈱丸山組は「木くずの100%リサイクルと地域産業に貢献する有効活用への取り組み」をテーマに木くずを燃料用チップ・製紙用チップ・バーク用チップにリサイクルし、燃料用・製紙用チップは大手製紙メーカに海上輸送により提供し、バーク用チップは土壤改良材・土壤乾燥防止材として自社農園はもとより、近隣農家等に提供し利用促進を図っている等を評価されての受賞となりました。

当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。



6-④ 和歌山県100年企業表彰について

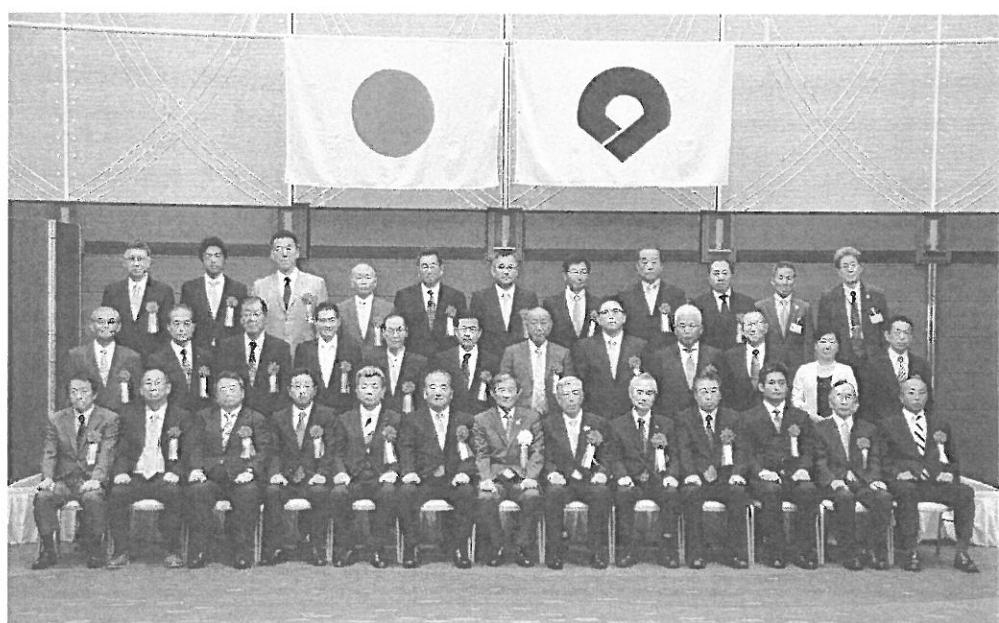
この度、当協会会員の株関組様、賛助会員の㈱島安汎工芸製作所様が『和歌山県100年企業表彰』を受賞されました。(以下、敬称略)

これは、県内で100年以上にわたり伝統の技術や事業を守り、継承することによって和歌山県の経済発展に貢献し、かつ他の企業の模範となってきた「長寿企業」が表彰されます。

株関組は、大正7年に営繕工事請負業、碎石採取業として創業し、昭和21年、二代目に業務継承し、官公庁発注工事の受注を開始。その後、コンクリートプラント及びアスファルトプラントを建設するなどし、材料製造部門で業務を拡大。昭和48年に現社長の関儀平氏が業務継承され現在に至ります。長寿経営の秘訣は「人と人との繋がりを大切にし、人間重視の経営」とされています。

㈱島安汎工芸製作所は大正5年、島安商店として創業。昭和43年、㈱島安汎工芸製作所として法人化され、木地・下地・中塗・仕上塗を一貫で作業する全国でも珍しい漆器の製造メーカーです。長寿経営の秘訣は「時代と共に進化した伝統工芸品を提案」とされています。

和歌山県の「長寿企業」の一つとして認められたのは各企業の皆様の並々ならぬ御尽力の賜物です。当協会としても衷心から祝福したいと思います。本当におめでとうございます。



6-⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（平成18年7月締結）に基づく協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づく覚書の締結を進めています。

◇覚書等の締結状況（平成30年7月末現在）

No	市町村名	締結年月日	備考
1	那智勝浦町	平成27年4月1日	
2	海南市	平成27年5月11日	
3	日高川町	平成27年6月22日	
4	日高町	平成27年7月1日	
5	紀美野町	平成27年7月1日	
6	印南町	平成27年7月10日	
7	すさみ町	平成27年8月18日	
8	串本町	平成27年8月19日	
9	上富田町	平成27年8月21日	
10	古座川町	平成27年8月26日	
11	白浜町	平成27年9月8日	
12	太地町	平成27年10月1日	
13	有田川町	平成27年10月13日	
14	有田市	平成27年10月21日	
15	新宮市	平成28年11月1日	
16	由良町	平成29年1月6日	
17	紀の川市	平成29年3月14日	
18	みなべ町	平成29年4月1日	
19	美浜町	平成29年5月1日	
20	九度山町	平成29年7月14日	
21	和歌山市	平成29年7月28日	(協定締結)
22	広川町	平成29年10月10日	
23	岩出市	平成29年10月26日	
24	御坊市	平成29年11月1日	
25	湯浅町	平成29年12月1日	
26	かつらぎ町	平成30年5月14日	

6-⑥ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成30年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料 (※3)	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
9月	京都：12～13				和歌山：19 大阪：27	兵庫：11～ 12	和歌山：20 大阪：26
10月	大阪：3～4 兵庫：10～11			大阪：22～ 26	兵庫：12 京都：16		京都：17
11月	滋賀：1～2				大阪：21 奈良：22		大阪：20
12月	大阪：19～20				兵庫：11		兵庫：12
31年 1月	兵庫：22～23				大阪：11 京都：18	大阪：31～ 2/1	大阪：10
2月	和歌山：19～ 20 大阪：26～27	京都：19～22	大阪：13～15		兵庫：15 和歌山：21 滋賀：27		兵庫：14 滋賀：28
3月	京都：6～7				京都：5 大阪：7 奈良：20		大阪：6

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合/ 講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合/ 講習期間は5日間となります。

※3 Web申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業資源循環協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	073-435-5600

6-⑦ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえない。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑧ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。等

(3) 認定基準

実績と遵法性に係る基準	
①	更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
事業の透明性に係る基準	
②	申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報　・許可の内容　・施設及び処理の状況　・財務諸表 ・料金の提示方法　・組織体制　・地域融和の状況 等
環境配慮の取組に係る基準	
③	I S O 1 4 0 0 1 又はエコアクション21等の認証を取得していること。
電子マニフェストに係る基準	
④	電子マニフェストの利用が可能であること。
財務体質の健全性に係る基準（次の全ての基準に適合していること）	
⑤	・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）

2 エコアクション21（EA21）

EA21は、中堅・中小企業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく第三者認証・登録制度です。（CO2削減に加え、廃棄物削減、節水等にも取り組みます。）

また、平成20年6月から実施されている県の「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で、エコアクション21の認証・登録業者は、加点の対象となっています。

◇全国で約7,989件の事業者が、認証・登録しています。（詳細は、URL：<http://ea21.jp/>）

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
大栄環境㈱ 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	平成26年 6月 1日 平成33年 5月31日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	平成27年 8月16日 平成34年 8月15日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 平成36年 7月26日
㈱ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成23年10月11日 平成30年 9月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成23年12月19日 平成30年12月 3日
㈱丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 平成36年 1月12日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	平成28年 1月28日 平成35年 1月27日
㈱井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物処分業 第03041029472号	平成24年 7月 6日 平成31年 5月 6日
	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 7月 6日 平成36年 3月29日
㈱石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793番地の24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 平成36年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	平成28年 7月 1日 平成35年 5月17日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	平成25年10月24日 平成32年10月24日
赤井工業㈱ 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畠毛226番地	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	平成26年11月17日 平成33年11月16日
㈱環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	平成27年 6月19日 平成34年 6月 8日
㈱明光 代表取締役 紹田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080番地の1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 平成36年 7月16日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
めらリサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	平成27年12月18日 平成34年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	平成28年 4月22日 平成35年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	平成28年 4月22日 平成35年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	平成28年 1月31日 平成35年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	平成28年 1月31日 平成35年 1月30日
(有)久保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	平成26年 9月22日 平成33年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	平成27年10月21日 平成34年10月20日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市狐島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・リサイクル業
4	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市西浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・リサイクル業
5	兼杉興業(株)	杉原 俊博	大阪府岸和田市大北町1-3	H19. 3. 27	0001416	製造業(その他)
6	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・リサイクル業
7	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・リサイクル業
8	㈱明光	認田 さよ志	和歌山県海南市下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・リサイクル業
9	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業(設備工事業を含む)
10	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・リサイクル業
11	(有)久保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・リサイクル業
12	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	廃棄物処理・リサイクル業
13	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市西庄295-1	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・リサイクル業
14	㈱大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・リサイクル業
15	㈱クリーンサービス 近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・リサイクル業
16	㈱ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・リサイクル業

エコアクション21の認証取得に向けて

環境省 エコアクション21
CO2削減プログラム補助事業

Eco-CRIP
(エコークリップ)

- ◆ Eco-CRIPとは、「エコアクション21（EA21）」をベースにCO2排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システムです。
- ◆ 環境経営専門家の無料サポートを受けながら、「コスト削減、省エネ化」、「CO2排出量の削減」、「取引先の要望に応える」、「エコアクション21の認証取得」、「経営基盤の強化、従業員の意識向上」等を実現できます。
- ◆ エコアクション21の認証取得は『優良産廃処理業者認定制度』における基準項目の一つです。
- ◆ 中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。ただし、電気使用量等が把握できない事業者、環境マネジメントシステムの認証取得経験のある事業者は参加できません。

企業力 up



詳しくは、(一財)持続性推進機構（平成30年度補助事業者）
【申し込み・問合せ先】

エコアクション21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521)
<http://www.ea21-osaka.jp>

6-⑨ 会員ニュース

○100%資源循環を目指す「めらリサイクル株式会社」

今なお世の中に増え続ける廃棄物。その中には適切に処理されないまま埋められる廃棄物が沢山あります。有害な物質を含んだ廃棄物をそのまま埋めてしまうと地球はどうなってしまうのか？ 空気、大地、海などの環境汚染、森林や動物の減少などの自然破壊、少し考えただけでも問題が山積み。「めらリサイクル」はその問題に少しでも歯止めをかけ、限りある資源を循環させるため1998年に誕生しました。年間の廃棄依頼数は413000t。実にその90%をリサイクルしています。

○時代がやっと追いついて来た！

「めらリサイクル」の誕生は2000年5月に建設リサイクル法が制定される以前のこと。とある企業からは「廃棄物にお金をかけるなんて無駄な出費」と言われたことも。しかしここ十数年で資源循環は企業における社会貢献活動の一端を大いに担うこととなっていきます。企業の社会貢献をハンパなくサポートできるのが「めらリサイクル」なのです。

○めらの前に道はない、めらの後ろに道は出来る！

「めらリサイクル」の特徴は、既存技術で処理が難しい廃棄物を研究し、処理技術を開発すること。処理技術を持たないから受け入れないではなく、技術がないなら開発するのみ。依頼は断らない、とにかくやってみることが信念です。

社長を訪ねて

社長に一問一答

- | | |
|------------|--|
| おいくつですか？ | 「39才です。」 |
| 肌年齢は？ | 「30才です。」 |
| 若さの秘訣は？ | 「毎朝のラジオ体操です。」 |
| アピールポイントは？ | 「毎日、窓口に座っています。
「気兼ねなく、事務所に来て下さい。」
「処理が難しい廃棄物でも相談に乗り
ます、よろしくお願いします。」 |



所長を訪ねて

所長に一問一答

- | | |
|-----------|-------------|
| おいくつですか？ | 「67才です。」 |
| お若く見えますね。 | 「本当は50才です。」 |
| えっ | 「うそです。」 |



6-⑩ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	(株)山本スクラップ	山本 辰彦	〒644-0003 御坊市島 584	0738- 22-1464	収集運搬業	県 03015186526
2	(株)エビスわかやま	海田 周治	〒641-0036 和歌山市西浜 1660-13	073- 488-2425	中間処理業	市 07220199701

会員数（平成30年7月31日現在）

	正会員数
紀北支部	34
和歌山支部	73
海南・有田支部	31
御坊・田辺支部	49
紀南支部	19
合計	206

	賛助会員数
合計	11



6-⑪ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への対応、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)

年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

6—⑫ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：平成30年1月26日（金）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 平成29年活動報告並びに平成29年収支決算報告について

(2) 平成30年活動計画案並びに平成30年収支予算案について

(3) 役員改選について

(4) その他

について協議しました。

(II) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第9回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：平成30年3月5日（月）

場 所：和歌山商工会議所 4階 特別会議室

議 題：第1号議案 (1) 平成29年活動報告並びに平成29年収支決算報告について

(2) 平成29年監査報告

第2号議案 平成30年活動計画案並びに平成30年収支予算案について

第3号議案 役員の改選について

第4号議案 政治連盟の名称変更について(産業廃棄物から産業資源循環に変更)

その他

について審議され、原案通り承認されました。

全産連和歌山県地区政治連盟役員名簿
(平成30年3月5日)



理事長	武田 全弘
副理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
理事	森田 清郎
理事	加隈 隆照
理事	山本 雅弘
監事	吉村 英樹
監事	森脇 敏夫
会計責任者	山本 彰徳

全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業資源循環連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでどうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

6-⑬ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内



+ フライズ！さんばいフライズ

(平成 30 年度 産業廃棄物処理助成事業)

【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する 3R の技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、原則として平成 31 年 4 月から 1 年以内とします。ただし、事業の種類によっては、平成 33 年 3 月までの最長 2 年間（1 年超）の計画の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、1 年超の計画の事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.sanpainer.or.jp/service02.php?id=9>

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

平成 30 年 10 月 31 日(水) 消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 18 号 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部（担当：金倉、藤田）

TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156 URL : <http://www.sanpainer.or.jp>

E-mail : info@sanpainer.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

7

編集後記

平素は、当協会の運営にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

7月の西日本豪雨災害で被害に遭われた方々に謹んでお見舞いとご冥福をお祈り申し上げますとともに1日も早い復興を願うばかりです。

全国産業廃棄物連合会は、今年4月1日から全国産業資源循環連合会と改称し、循環型社会の実現と低炭素社会への貢献を一層進めることとしました。

重点事業として、産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案の立法化を目指し、「事業者の責務」「事業者及び国民の協力」「環境大臣による産業廃棄物処理産業振興基本方針の策定」「国及び地方公共団体の施策」などを定めるとしています。

産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変わっていく、災害廃棄物処理の担い手として、また、途上国の人的・技術的に支える者として、公的な役割も期待されています。

約100人の自由民主党国會議員で組織された産業・資源循環議員連盟が中心となり、独立法律案の成立を推し進めていただくよう期待するところです。

また、皆様のご協力により、第6回通常総会も無事終えることができましたことに改めお礼申し上げます。

当協会も4月から和歌山県産業資源循環協会と名称変更し、協会旗を作成しました。会報の名称も「じゅんかん わかやま」と変更しました。

7月に酒直ビルの3階から1階に引っ越し、便利になりましたので、是非お立ち寄りください。

会員の皆様と一緒に、環境再生、資源循環社会の構築に向けて支援して参りますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

じゅんかん わかやま VOL. 40

平成30年8月

発行人 武田全弘
企画・編集 山本彰徳
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647